

被害者の生命を奪う罪を犯した少年に関する研究

矯正協会附属中央研究所 末永 清
 浅野 千晶
 原島 實
 市原学園 田島 秀紀*

キーワード：重大事件，改正少年法，検察官送致，鑑別判定，審判決定

1 はじめに

2000年11月に少年法改正法案が衆議院本会議で可決成立し、2001年4月から施行された。新しい少年法（以下「改正少年法」という。）では、第20条2項において、故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた16歳以上の少年については原則として検察官送致とするものと規定し、重大な非行を行った少年には厳しい処分を行うべきだという意見が反映されている。もちろん、家庭裁判所が調査の結果、刑事処分以外の措置が適当と判断した場合はこれまでどおり保護処分とすることも可能ではあるが、検察官に送致をするのが前提となったことで、より積極的に刑事処分を選択されることになると思われる。実際に、第103矯正統計年報によれば、平成13年1月から12月の1年間に殺人（未遂を含む）・傷害致死の非行で少年鑑別所に入所した少年のうち、家庭裁判所が刑事処分相当と判断したのは31.0%であり、平成12年の13.6%と比べると2倍以上と大幅に上昇している。少年法の改正により、今後も刑務所に入所する少年が増加することが予想されるが、改正少年法以前、つまり、「原則逆送」という規定がないころには、どのような基準で保護処分か刑事処分か

の判断を下していたのだろうか。

非行を犯した少年であってもいずれは社会に戻っていく存在であり、少年が更生できるかどうか重要なポイントである。そのためには事件が重大かどうか、凶悪かどうかだけではなく、更生させるためには事件に至った経過を振り返るとともに、少年に対してどのような手当てが必要かという点からも十分に検討することが必要なのではないだろうか。

本研究では、少年法が改正される以前に重大犯罪を行った少年についての調査を行い、前述の2点、すなわち、保護処分・刑事処分の判断基準についてと重大犯罪に至った少年の特徴を明らかにし、改正少年法の下での少年矯正に関して何らかの方向性を提示することを目的とする。少年のプライバシー保護の観点から個々のケースについて具体的に検討することは困難ではあるとしても、統計的な処理を行うことで、重大犯罪に至った少年の特徴をある程度つかむことができるのではないかと考え、本研究を行うこととした。

さて、ここで、重大犯罪を行った少年に関する過去の研究を振り返ってみることにする。事例研究的な調査はいくつかあるものの、統計的な検討を加えている研究としては、法務総合研究所による山口ら（1991）の研究が

*前矯正協会附属中央研究所

挙げられる。山口らは、昭和61年から平成元年までの4年間に全国の少年鑑別所において鑑別を終了した少年のうち、非行名が「殺人（未遂、予備及び補助を含む）」とされた者191名（男子162名、女子29名）についての分析を行っている。山口らは検討するのにあたり、殺人事犯少年を「普通」「暴力団関係」「素行不良」の三つに分類し、さらに、普通少年について人格的な側面からの考察を行った。それによると、殺人事犯に至る者の中には、暴力団関係少年や犯罪・非行を繰り返してきた素行不良少年以外に、それまでだれからも「異常」と見られていなかったいわゆる「普通少年」による犯行が少なくないことが指摘されている。また、少年による殺人事犯は、普段から敵意や嫌悪感を抱いていた結果生じるとは限らず、第三者の立場から見るとそれほど重要ではないと考えられるような動機から機会的になされる犯行が多く、中には、思春期に危機場面に適切に乗り切ることができていたならば、およそ殺人とは無縁であったであろうと考えられる少年もいたという。いくつかの少年による重大犯罪のため、「最近の少年は凶悪化している」といった見方が世間では一般になされるようになってきているが、日常生活を「普通」に過ごしていた少年が重大犯罪に至ってしまうこと、そしてその中には思春期特有の「危機場面」による影響が無視できないケースがあること等の山口らの指摘は、単に「凶悪化」といったキーワードだけでは到底説明できない問題が潜んでいることを示しているものと考えられる。

また、統計的な研究ではないものの、家庭裁判所調査官研修所監修の「重大少年事件の実証的研究」（2001）は、平成9年から平成11年までの3年間に起きた少年による殺人事件及び傷害致死事件の中から合計20人の少年を取り上げ、事例分析を行っている。その中で、単独で殺人を犯した少年を「幼少期から問題行動を頻発していたタイプ」「表面上は問題を

感じさせることのなかったタイプ」「思春期になって大きな挫折を体験したタイプ」の3タイプに分け、それぞれの家族関係、交友関係、犯行態様の特徴等について記述している。また、これら3タイプに共通して見られる特徴としては、「追い詰められた心理」「現実的問題解決能力の乏しさ」「自分の気持ちすら分らない感覚」「自己イメージの悪さ」「歪んだ男性性へのあこがれ」の5つを挙げているが、検討した事例についてほとんどの少年が事件の直前に深い挫折感を抱いているという。10代後半の少年たちは、自己を確立し、自立した大人へと成長を遂げる時期にあるが、一方では、他者との比較により、自分への自信・信頼を失い、大きく傷つく時期にもある。こうした思春期特有の心性が重大な逸脱行為の背景にある可能性は否定できない。

これらの研究は、いずれも少年をいくつかのタイプに分けて検討している。個々の細かな状況は千差万別であるとはいえ、一定の傾向を見いだすには少年をいくつかの類型に分け、検討を行うのが適当と考えられるので、本研究においても類型別に検討を行うこととする。

2 目的

改正少年法前に被害者の生命を奪う罪を犯した少年について、事件の態様、事件前後の状況、家庭環境等について調査を行い、重大事件を犯した少年の特徴を明らかにすること。また、鑑別判定・審判決定について保護処分か否かを決めた要因について探り、改正少年法の下での今後の少年矯正に関して何らかの方向性を提示すること。

3 方法

(1) 調査対象

平成11年1月1日から平成12年12月31日まで

での2年間に、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪(ただし、殺人に関しては未遂を含む。)により観護措置を採られた少年を対象とした。全国の少年鑑別所53庁に調査を依頼し、男子286名、女子23名の計309名の資料が得られた。本来、殺人未遂は改正少年法の「原則検察官送致」には該当しないが、事件に至るまでの過程を考えたとき、殺人未遂と殺人の間にそれほど大きな違いはないのではないかと考え、本研究の対象としている。また、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」に該当する罪名の詳細については、資料表1を参照されたい。

(2) 調査時期

平成13年11月1日から翌年1月15日まで

(3) 調査方法

少年鑑別所職員に調査票の記入を依頼した。基本的には当該少年の鑑別を行った職員が記入するよう依頼したが、異動や研修等により担当職員が記入できない場合は、少年鑑別所に保管している資料を元に別の職員が回答することとした。

(4) 調査内容

改正少年法の第20条第2項において、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合は検察官送致の決定をする旨を定めているが、同時に「調査の結果、犯行の動機及び態様、犯行後の情況、少年の性格、年齢、行状及び環境その他の事情を考慮して、なお刑事処分以外の措置を適当と認めるとき」はその限りではないと規定している。検察官送致か保護処分にするべきかを考えるに当たっては上記の要因が重視されると考えられることから、本研究ではこれらの項目を中心に調査することとした。調査項目については以下のとおりであり、カテゴリー等詳細については文末に掲げる調査票の内容を参照されたい。

なお、本調査は非行を行った少年自身の回答ではないため、動機や被害者への感情と

いった内面的なものについては「不詳」という欄を設けている。

ア 基本的属性及び鑑別・審判決定に関する事項

- ① 性別
- ② 観護措置決定時年齢
- ③ 罪名
- ④ 本件非行時の身上
- ⑤ 国籍
- ⑥ 本件非行時の居住状況
- ⑦ 本件非行時の職業
- ⑧ 教育程度
- ⑨ 知能指数(田中3B式知能検査)
- ⑩ 知能程度
- ⑪ 鑑別判定
- ⑫ 判定時分類級
- ⑬ 審判決定
- ⑭ 決定時分類級
- ⑮ 処遇通告
- ⑯ 鑑定留置の有無

イ 事件の動機及び態様

- ① 動機
 - ② 共犯の有無
 - ③ 共犯者との関係
 - ④ 事件へのかかわり
 - ⑤ 被害者の人数
 - ⑥ 被害者への感情
 - ⑦ 事件の計画性
 - ⑧ 殺害方法
- #### ウ 犯行後の情況
- ① 警察への出頭の有無
 - ② 逃亡の有無
 - ③ 隠ぺい工作の有無
 - ④ 否認の有無
 - ⑤ 罪障感の程度

エ 行状

- ① 事件前の問題行動
- ② 不良集団関係
- ③ 不良集団内の立場
- ④ 就労状態

- ⑤ 就学状態
- ⑥ 警察補導歴
- ⑦ 試験観察歴
- ⑧ 保護観察歴
- ⑨ 少年鑑別所入所歴

オ 家庭環境

- ① 本件時保護者
- ② 保護者の職業
- ③ 保護者の安定度
- ④ 養育態度
- ⑤ 保護者からの虐待の有無
- ⑥ 保護者への態度
- ⑦ 保護者間の葛藤
- ⑧ 保護者以外の家族間の葛藤
- ⑨ 実父母の精神疾患の有無
- ⑩ 保護者の受刑歴
- ⑪ 生活程度

カ その他

- ① 精神疾患の有無及び診断名
- ② 身体疾患の有無及び診断名
- ③ いじめられ体験
- ④ 処遇指針
- ⑤ 法務省式人格目録 (MJPI) 粗点
- ⑥ 法務省式人格目録新追加尺度粗点
- ⑦ 法務省式態度検査 (MJAT) 粗点

4 結果

(1) 対象の分類

はじめにでも述べたとおり、本研究では過去の研究を参考に、調査対象を分類し、検討していくこととする。分類に当たっては、本件（今回対象となった非行）以前に警察補導や家庭裁判所係属歴等の非行歴があるかないか、暴走族などの不良集団との関係（その強弱）などを考慮し、以下の4群に分類した。

① 普通群

本件以前に警察補導、家庭裁判所係属歴、少年鑑別所入所歴などの非行歴がなく、不良集団にも加入していないと考えられる者

② 素行不良群

地域不良集団・暴走族等の不良集団に加入はしていないが、何らかの非行歴がある者

③ 不良集団・中心的群

非行歴の有無にかかわらず、何らかの不良集団に所属し、かつ中心的な存在であると認められる者

④ 不良集団・周辺の群

非行歴の有無にかかわらず、何らかの不良集団に所属しているが、集団内の立場としては中心的ではないと考えられる者

これらの項目を選択した理由としては、非行歴及び不良集団内の立場（中心的か周辺の群）については当該少年の非行深度を示すのに分かりやすい指標であり、不良集団への所属の有無については事件の態様（単独での非行か複数か）に深く関連していると考えられるからである。

それぞれの類型に含まれる人数等について、表1に示す。なお、これらの項目のいずれかに欠損値が含まれている場合は無効データとして取り扱ったため、最終的な分析対象は計291名である。

表1を見ると、最も多いのが不良集団・周辺の群で、全体の34.7%であり、次いで普通群の24.6%であった。

表1 少年の類型

類型	N	%
普通	76	26.1
素行不良	60	20.6
集団中心的	54	18.6
集団周辺の	101	34.7
合計	291	100.0

(2) 対象の属性及び非行時の状況（行状）

ア 類型と性別、観護措置決定時年齢の関係

表2は、少年の類型と観護措置決定時の年齢の関係を性別にまとめたものである。

年齢を見ると、男子では17歳が最も多く(32.7%),以下、18歳が22.6%,16歳が18.4%と続いている。これに対し、女子は、15歳が34.8%と男子に比べて低い年齢の者が最も多く、以下、16歳、17歳が各17.4%と続いている。男女の年齢差が大きいことが注目される。

少年の類型では、男子において不良集団・周辺の群が最も多く37.6%を占める。次いで、普通群が22.6%であり、素行不良、不良集団・中心的群がそれぞれ19.9%である。また、不良集団と関係のない普通、素行不良群を合計すると42.5%であり、不良集団内に属している者は合わせて57.5%であることから、不良集団と何らかの関係のある者の方がやや多

い。

女子では、普通群が69.9%で、素行不良群が30.4%であり、不良集団と関係のある者はいない。

イ 本件非行

表3は、本件非行名について性別・類型別に見たものである。

男子では、殺人・殺人未遂のほぼ半数が普通群である。一方、傷害致死では、不良集団・周辺の群が、強盗致死では素行不良群がほぼ半数を占めている。

女子では、殺人の8割以上が普通群で占められ、殺人未遂は普通、素行不良群で半数ずつであった。

表2 観護措置年齢

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計
男子	12歳	N 1 (100.0)	0 —	0 —	0 —	1 (100.0)
	13歳	N 1 (100.0)	0 —	0 —	0 —	1 (100.0)
	14歳	N 3 (50.0)	1 (16.7)	0 —	2 (33.3)	6 (100.0)
	15歳	N 8 (29.6)	3 (11.1)	2 (7.4)	14 (51.9)	27 (100.0)
	16歳	N 7 (14.3)	6 (12.2)	13 (26.5)	23 (46.9)	49 (100.0)
	17歳	N 15 (17.2)	20 (23.0)	21 (24.1)	31 (35.6)	87 (100.0)
	18歳	N 13 (21.7)	16 (26.7)	11 (18.3)	20 (33.3)	60 (100.0)
	19歳	N 12 (34.3)	7 (20.0)	6 (17.1)	10 (28.6)	35 (100.0)
	合計	N 60 (22.6)	53 (19.9)	53 (19.9)	100 (37.6)	266 (100.0)
	女子	14歳	N 0 —	2 (100.0)	0 —	0 —
15歳		N 6 (75.0)	2 (25.0)	0 —	0 —	8 (100.0)
16歳		N 3 (75.0)	1 (25.0)	0 —	0 —	4 (100.0)
17歳		N 2 (50.0)	2 (50.0)	0 —	0 —	4 (100.0)
18歳		N 3 (100.0)	0 —	0 —	0 —	3 (100.0)
19歳		N 2 (100.0)	0 —	0 —	0 —	2 (100.0)
合計		N 16 (69.6)	7 (30.4)	0 —	0 —	23 (100.0)

ウ 国籍

表4のとおり、ほとんどの対象者が日本国籍であり、他の国籍の者は男子で2名いるに過ぎない。

エ 教育程度

性別・類型別にみた教育程度について表5に示す。

男子の普通群では、高校在籍者が31.7%と最も高く、加えて、中卒・高校中退者は両者合わせても38.3%と他の群に比べて最も低い数値となっている。一方、他の3群では、中卒・高校中退者を合わせると、いずれも過半数を超え、不良集団・中心的群では81.5%と非常に高い割合を示している。

女子では、普通、素行不良群とも高校在学者が最も多い。ただし、素行不良群では、中学在学者も28.6%であり、低年齢層が多いようである。

オ 知能程度

表6は、性別・類型別の知能程度をまとめたものである。

まず、男子について見ると、普通群では、知能程度が「中」域である割合が43.3%と最も高い。一方、他の3群では、「中の下」域が最も高く、次いで「中」域の順となっている。

女子では、普通群では「中の下」域が、素行不良群では「劣」域が最も高く、男子に比べてやや下方にずれているのが分かる。

表3 本件非行名

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺的	合計	
男子	殺人	N	16	6	4	7	33
		%	(48.5)	(18.2)	(12.1)	(21.2)	(100.0)
	殺人未遂	N	19	8	6	5	38
		%	(50.0)	(21.1)	(15.8)	(13.2)	(100.0)
	傷害致死	N	22	32	43	85	182
		%	(12.1)	(17.6)	(23.6)	(46.7)	(100.0)
	強盗致死	N	3	7	1	3	14
		%	(21.4)	(50.0)	(7.1)	(21.4)	(100.0)
	その他	N	7	5	2	3	17
		%	(41.2)	(29.4)	(11.8)	(17.6)	(100.0)
女子	殺人	N	6	1	0	0	7
		%	(85.7)	(14.3)	—	—	(100.0)
	殺人未遂	N	4	4	0	0	8
		%	(50.0)	(50.0)	—	—	(100.0)
	傷害致死	N	3	2	0	0	5
		%	(60.0)	(40.0)	—	—	(100.0)
	その他	N	5	0	0	0	5
		%	(100.0)	—	—	—	(100.0)

表4 少年の国籍

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺的	合計	
男子	日本	N	58	53	54	101	266
		%	(96.7)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.3)
	ブラジル	N	1				1
		%	(1.7)				(0.4)
	タイ	N	1				1
		%	(1.7)				(0.4)
合計	N	60	53	54	101	268	
%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	
女子	日本	N	16	7			23
		%	(100.0)	(100.0)			(100.0)
	合計	N	16	7			23
%	(100.0)	(100.0)			(100.0)		

表5 教育程度

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	中学在	N 6 % (10.0)	2 (3.8)	2 (3.7)	5 (5.0)	15 (5.6)	
	中卒	N 12 % (20.0)	9 (17.0)	23 (42.6)	25 (24.8)	69 (25.7)	
	高校在	N 19 % (31.7)	11 (20.8)	5 (9.3)	27 (26.7)	62 (23.1)	
	高中退	N 11 % (18.3)	26 (49.1)	21 (38.9)	39 (38.6)	97 (36.2)	
	高卒	N 6 % (10.0)	4 (7.5)	1 (1.9)	5 (5.0)	16 (6.0)	
	専門学校在	N 2 % (3.3)	1 (1.9)	2 (3.7)		5 (1.9)	
	短大・大学在	N 3 % (5.0)				3 (1.1)	
	中学未修了	N 1 % (1.7)				1 (0.4)	
	合計	N 60 % (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	101 (100.0)	268 (100.0)	
	女子	中学在	N 1 % (6.3)	2 (28.6)			3 (13.0)
		中卒	N 2 % (12.5)	2 (28.6)			4 (17.4)
		高校在	N 9 % (56.3)	3 (42.9)			12 (52.2)
		高中退	N 3 % (18.8)				3 (13.0)
		高卒	N 1 % (6.3)				1 (4.3)
合計		N 16 % (100.0)	7 (100.0)			23 (100.0)	

表6 知能程度

知能程度		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	最劣	N 2 % (3.3)	5 (9.6)	1 (1.9)	1 (1.0)	9 (3.4)	
	劣	N 9 % (15.0)	6 (11.5)	10 (18.5)	18 (17.8)	43 (16.1)	
	中の下	N 14 % (23.3)	20 (38.5)	23 (42.6)	44 (43.6)	101 (37.8)	
	中	N 26 % (43.3)	12 (23.1)	16 (29.6)	28 (27.7)	82 (30.7)	
	中の上	N 7 % (11.7)	5 (9.6)	4 (7.4)	10 (9.9)	26 (9.7)	
	優	N 2 % (3.3)	2 (3.8)	0	0	4 (1.5)	
	最優	N 0 % (0.0)	2 (3.8)	0	0	2 (0.7)	
	合計	N 60 % (100)	52 (100)	54 (100)	101 (100)	267 (100)	
	女子	最劣	N 0 % (0.0)	1 (14.3)			1 (4.3)
		劣	N 4 % (25.0)	3 (42.9)			7 (30.4)
中の下		N 7 % (43.8)	1 (14.3)			8 (34.8)	
中		N 3 % (18.8)	2 (28.6)			5 (21.7)	
中の上		N 2 % (12.5)	0			2 (8.7)	
優		N 0 % (0.0)	0			0	
最優		N 0 % (0.0)	0			0	
合計		N 16 % (100)	7 (100)			23 (100)	

表7 MJPI分散分析結果(男子)

		N	M	S D	F 値・多重比較	
妥当性尺度	虚構	普通	59	51.16	9.75	F(3)=2.290
		素行不良	52	48.49	9.96	
		中心的	53	47.90	8.24	
		周辺の	100	51.10	8.28	
	偏向	普通	59	54.64	13.46	F(3)=11.648*** 普通>素行, 中心, 周辺
		素行不良	52	45.26	7.59	
		中心的	53	46.80	7.98	
		周辺の	100	46.92	8.28	
	自我防衛	普通	59	49.71	7.58	F(3)=0.698
		素行不良	52	51.17	10.09	
		中心的	53	51.15	8.40	
		周辺の	100	51.90	9.95	
臨床尺度	心気症	普通	59	53.95	11.21	F(3)=1.222
		素行不良	52	54.01	10.90	
		中心的	53	50.84	10.54	
		周辺の	100	52.10	9.68	
	自信欠如	普通	59	52.49	9.76	F(3)=2.481
		素行不良	52	53.44	11.64	
		中心的	53	48.58	9.67	
		周辺の	100	50.40	10.12	
	抑うつ	普通	59	53.75	11.49	F(3)=3.550* 普通>素行, 中心, 周辺
		素行不良	52	49.00	9.99	
		中心的	53	48.57	8.80	
		周辺の	100	49.26	9.38	
不安定	普通	59	49.27	9.45	F(3)=0.797	
	素行不良	52	49.49	9.83		
	中心的	53	49.06	9.65		
	周辺の	100	47.42	9.43		
爆発	普通	59	49.76	8.65	F(3)=3.069* 中心>周辺 素行>周辺	
	素行不良	52	50.79	9.32		
	中心的	53	51.55	10.18		
	周辺の	100	47.40	8.47		
自己顕示	普通	59	49.48	8.99	F(3)=4.193** 中心>普通, 素行, 周辺	
	素行不良	52	51.00	8.55		
	中心的	53	54.76	9.87		
	周辺の	100	49.81	8.84		
過活動	普通	59	50.87	9.33	F(3)=1.905	
	素行不良	52	50.84	9.33		
	中心的	53	54.50	9.22		
	周辺の	100	51.72	9.00		
軽躁	普通	59	46.83	12.82	F(3)=6.732*** 中心>普通, 素行 周辺>普通	
	素行不良	52	50.09	8.49		
	中心的	53	54.25	8.71		
	周辺の	100	52.49	8.15		
従属	普通	59	51.12	8.51	F(3)=0.682	
	素行不良	52	52.51	9.51		
	中心的	53	50.59	9.20		
	周辺の	100	52.40	8.95		
偏狭	普通	59	52.19	12.30	F(3)=2.168	
	素行不良	52	47.64	9.49		
	中心的	53	50.14	9.07		
	周辺の	100	48.90	9.44		
新追加尺度	信頼性	普通	59	50.17	8.53	F(3)=2.012
		素行不良	52	47.64	10.43	
		中心的	53	47.03	8.46	
		周辺の	100	50.06	8.91	
	神経症	普通	59	55.23	11.01	F(3)=1.813
		素行不良	52	53.80	10.35	
		中心的	53	50.92	10.39	
		周辺の	100	52.54	9.78	
	意志欠如	普通	59	51.23	8.35	F(3)=0.605
		素行不良	52	52.40	8.71	
		中心的	53	50.32	9.37	
		周辺の	100	51.99	9.03	
爆発	普通	59	50.51	9.70	F(3)=2.585	
	素行不良	52	50.82	9.32		
	中心的	53	51.40	10.47		
	周辺の	100	47.59	8.92		
自己顕示	普通	59	49.10	8.82	F(3)=4.555* 中心>普通, 素行, 周辺	
	素行不良	52	51.02	8.54		
	中心的	53	54.76	9.83		
	周辺の	100	49.81	8.82		
発揚	普通	59	47.90	12.62	F(3)=4.122* 中心, 周辺>普通	
	素行不良	52	50.46	8.83		
	中心的	53	53.78	9.51		
	周辺の	100	52.53	8.54		

注) *は5%, **は1%, ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

カ MJPI・MJAT

MJPI (法務省式人格目録) 及び MJAT (法務省式態度検査) の粗点を標準化 (T 得点) し、性別に類型ごとの平均点の差を見るために、一元配置分散分析、t 検定を行った。その結果を表 7～10 に示す。

① MJPI

男子では、「偏向」「抑うつ」「爆発」「自己顕示」「軽躁」の 5 尺度、及び新尺度の「自己顕示」「発揚」の 2 尺度で有意差が得られた。そこで、LSD 法による多重比較を行ったとこ

ろ、「偏向」「抑うつ」尺度では、普通群が他の群よりも有意に高いこと、「爆発」尺度では不良集団・中心的、素行不良群が不良集団・周辺の群よりも有意に高いことが分かる。また、「自己顕示」「新尺度自己顕示」尺度では、不良集団・中心的群が他の群よりも有意に高く、「軽躁」尺度では、不良集団・中心的群が普通、素行不良群よりも、不良集団・周辺の群が普通群よりも高いという結果であった。さらに、新尺度の「発揚」尺度では、不良集団・中心的、周辺の群と普通群の間に有意差

表 8 MJPI t 検定結果 (女子)

			N	M	S D	t 値
妥当性尺度	虚構	普通	16	48.77	11.32	-0.994
		素行不良	6	53.72	6.96	
	偏向	普通	16	55.20	13.26	2.235*
		素行不良	6	46.35	5.31	
	自我防衛	普通	16	47.60	10.66	0.299
		素行不良	6	46.17	7.74	
	心気症	普通	16	54.88	7.37	-2.176*
		素行不良	6	62.62	7.62	
	自信欠如	普通	16	52.78	9.37	-0.987
		素行不良	6	56.92	6.55	
	抑うつ	普通	16	56.10	11.57	0.075
		素行不良	6	55.68	11.52	
不安定	普通	16	55.54	9.33	0.333	
	素行不良	6	54.12	7.69		
臨床尺度	爆発	普通	16	51.41	9.82	0.336
		素行不良	6	49.87	8.91	
	自己顕示	普通	16	51.18	9.08	-0.872
		素行不良	6	54.95	8.87	
	過活動	普通	16	47.81	9.10	-1.314
		素行不良	6	53.25	7.18	
	軽躁	普通	16	41.05	12.15	-0.194
		素行不良	6	42.15	10.97	
	従属	普通	16	49.43	13.27	-0.325
		素行不良	6	51.32	7.89	
	偏狭	普通	16	53.46	10.61	-0.961
		素行不良	5	61.62	18.03	
信頼性	普通	16	50.06	10.77	-0.403	
	素行不良	6	52.12	10.24		
神経症	普通	16	57.30	8.17	-1.506	
	素行不良	6	62.93	6.63		
新追加尺度	意志欠如	普通	16	51.37	12.25	0.289
		素行不良	6	49.78	8.63	
	爆発	普通	16	53.00	9.02	0.574
		素行不良	6	50.67	6.63	
	自己顕示	普通	16	51.19	9.07	0.033
		素行不良	6	51.05	9.24	
	発揚	普通	16	41.29	12.42	-1.034
		素行不良	6	47.12	9.61	

注) *は5%水準未満で有意差があることを示す。

が得られた。

女子では、t検定の結果、「偏向」尺度において普通群が素行不良群よりも有意に高く、「心気症」尺度では素行不良群が普通群よりも有意に高いことが示された。

② MJAT

男子では、「家庭」「不良」「暴力発散」尺度で有意差が得られた。LSD法による多重比較の結果、素行不良、不良集団・周群的群が普通群よりも有意に高かった。また、「不良」尺度では、不良集団・中心的群が普通、不良集団・周群的群よりも有意に高く、「暴力発散」尺度においては、不良集団・中心的群が他の3群よりも有意に高いという結果であった。

一方、女子では有意差は得られなかった。

キ 精神・身体疾患の有無

① 精神疾患

鑑別判定時の精神疾患の有無(疑いも含む)について、性別・類型別にまとめたものが表11である。

男子では、何らかの精神疾患に罹患している者は8.2%に過ぎないが、普通群に着目すると20.0%が何らかの精神疾患に罹患している。女子においては、普通、素行不良のいずれの群も25%を以上が精神疾患に罹患しており、男子の全体よりもはるかに高い割合である。

② 身体疾患

表9 MJAT分散分析結果(男子)

		N	M	SD	F値・多重比較
虚偽	普通	57	49.94	11.51	F(3)=1.833
	素行不良	52	47.52	9.51	
	中心的	52	45.54	9.42	
	周群的	99	48.02	9.26	
自己評価	普通	57	44.89	12.38	F(3)=1.706
	素行不良	52	46.84	11.29	
	中心的	52	49.53	9.82	
	周群的	99	47.78	10.66	
社会規範	普通	57	47.76	10.57	F(3)=1.266
	素行不良	52	51.27	9.08	
	中心的	52	48.28	9.86	
	周群的	99	49.48	10.57	
家庭	普通	57	46.41	11.35	F(3)=4.591** 素行, 周辺>普通
	素行不良	52	52.08	9.04	
	中心的	52	48.47	10.89	
	周群的	99	51.84	9.51	
友人	普通	57	48.49	13.76	F(3)=2.478
	素行不良	52	50.01	9.44	
	中心的	52	53.76	8.91	
	周群的	99	51.46	9.73	
不良	普通	57	48.05	10.41	F(3)=2.777* 中心>普通, 周辺
	素行不良	52	49.23	9.80	
	中心的	52	53.04	11.22	
	周群的	99	48.48	9.86	
暴力・発散	普通	57	46.22	9.61	F(3)=3.311* 中心>普通, 素行, 周辺
	素行不良	52	48.20	9.54	
	中心的	52	52.22	11.30	
	周群的	99	48.00	10.38	
安逸	普通	57	54.91	12.65	F(3)=1.545
	素行不良	52	51.48	9.36	
	中心的	52	52.34	10.46	
	周群的	99	51.02	11.63	

注) *は5%, **は1%水準未満で有意差があることを示す。

表 10 MJATt検定結果 (女子)

		N	M	S D	t 値
虚偽	普通	15	46.39	7.34	-0.707
	素行不良	6	49.13	9.76	
自己評価	普通	15	44.19	12.66	0.617
	素行不良	6	40.65	9.32	
社会規範	普通	15	49.51	8.13	1.3101
	素行不良	6	44.30	8.52	
家庭	普通	15	49.98	10.48	1.823
	素行不良	6	40.20	12.69	
友人	普通	15	46.96	6.96	-0.223
	素行不良	6	47.73	7.70	
不良	普通	15	46.75	8.70	0.106
	素行不良	6	46.23	13.14	
暴力・発散	普通	15	47.53	7.98	0.466
	素行不良	6	45.62	9.76	
安逸	普通	15	53.00	8.75	0.521
	素行不良	6	50.58	11.65	

表 11 精神疾患の有無

精神疾患		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	なし	N	48	47	52	99	246
		%	(80.0)	(88.7)	(96.3)	(98.0)	(91.8)
	あり	N	12	6	2	2	22
		%	(20.0)	(11.3)	(3.7)	(2.0)	(8.2)
	合計	N	60	53	54	101	268
		%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
女子	なし	N	12	5			17
		%	(75.0)	(71.4)			(73.9)
	あり	N	4	2			6
		%	(25.0)	(28.6)			(26.1)
	合計	N	16	7			23
		%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

表 12 身体疾患の有無

身体疾患		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	なし	N	49	44	46	95	234
		%	(81.7)	(83.0)	(85.2)	(94.1)	(87.3)
	あり	N	11	9	8	6	34
		%	(18.3)	(17.0)	(14.8)	(5.9)	(12.7)
	合計	N	60	53	54	101	268
		%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
女子	なし	N	12	7			19
		%	(75.0)	(100.0)			(82.6)
	あり	N	4	0			4
		%	(25.0)	—			(17.4)
	合計	N	16	7			23
		%	(100.0)	(100.0)			(100.0)

表12は、鑑別判定時の身体疾患の有無についてまとめたものである。

男子では、おおむね15%前後の割合で身体疾患を有しているが、不良集団・周辺の群は5.9%とかなり低い数値である。女子では、普通群が25%とやや高く、素行不良群では身体疾患を有しているものはいないという結果であった。

ク 本件非行時の居住状況

表13に、本件非行時の居住状況についてまとめた結果を示す。

男子では、どの群においても「家族と居住」が最も高く、全体でも9割近くが、犯行時、家族と居住していたようである。一方、女子を見ると、普通群では男子と同様の傾向であ

るが、素行不良群は家族と暮らしていたものは3割弱と極端に低く、「施設」が57.1%とかなり高い結果となっている。

ケ 本件非行時の職業

表14は、性別に本件非行時の職業をまとめたものである。

男子では、普通群では「無職・生徒」が過半数を超え最も多いのに対し、それ以外の群では「無職・その他」が最も多くなっている。女子では、普通、素行不良群とも「無職・生徒」が最も多く、その割合も6割以上と男子より高いのが分かる。

コ 就労状態

本件時就労していた者について、性別・類型別にその就労状況をまとめたものが表15で

表 13 本件非行時の居住状況

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	家族と居住	N 56 % (93.3)	43 (81.1)	48 (88.9)	92 (91.1)	239 (89.2)	
	同棲	N 1 % (1.7)	4 (7.5)	3 (5.6)	1 (1.0)	9 (3.4)	
	アパート等	N 1 % (1.7)	1 (1.9)	1 (1.9)	1 (1.0)	4 (1.5)	
	知人宅	N 1 % (1.7)	2 (3.8)			3 (1.1)	
	施設	N 1 % (1.7)	1 (1.9)		4 (4.0)	5 (1.9)	
	不良者の居所	N 1 % (1.7)	1 (1.9)			1 (0.4)	
	浮浪	N 1 % (1.7)			1 (1.0)	1 (0.4)	
	不定	N 1 % (1.7)				1 (0.4)	
	その他	N 1 % (1.7)				1 (0.4)	
	合計	N 60 % (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	101 (100.0)	268 (100.0)	
	女子	家族と居住	N 14 % (87.5)	2 (28.6)			16 (69.6)
		同棲	N 1 % (6.3)	1 (14.3)			1 (4.3)
		アパート等	N 1 % (6.3)				1 (4.3)
		施設	N 1 % (6.3)	4 (57.1)			4 (17.4)
不定		N 1 % (6.3)				1 (4.3)	
合計	N 16 % (100.0)	7 (100.0)			23 (100.0)		

表 14 本件非行時の職業

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	販売	N %			3 (3.0)	3 (1.1)	
	サービス	N %	7 (11.7)	2 (3.8)	3 (5.6)	12 (4.5)	
	農林漁業	N %			2 (2.0)	2 (0.7)	
	運輸・通信	N %	3 (5.0)	1 (1.9)	1 (1.9)	5 (1.9)	
	技能工	N %	4 (6.7)	13 (24.5)	20 (37.0)	28 (27.7)	
	その他の職業	N %			1 (1.0)	1 (0.4)	
	無職・生徒	N %	30 (50.0)	13 (24.5)	6 (11.1)	32 (31.7)	
	無職・その他	N %	16 (26.7)	24 (45.3)	24 (44.4)	35 (34.7)	
	合計	N %	60 (100.0)	53 (100.0)	54 (100.0)	101 (100.0)	
	女子	サービス	N %	1 (6.3)	1 (14.3)		2 (8.7)
		技能工	N %	1 (6.3)			1 (4.3)
		無職・生徒	N %	10 (62.5)	5 (71.4)		15 (65.2)
		無職・その他	N %	4 (25.0)	1 (14.3)		5 (21.7)
		合計	N %	16 (100.0)	7 (100.0)		23 (100.0)

表 15 就労状態

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計
男子	就労 (3日未満)	N %	13 (92.9)	14 (87.5)	18 (75.0)	25 (73.5)
	就労 (3日以上)	N %	1 (7.1)	1 (6.3)	3 (12.5)	5 (14.7)
	不詳	N %		1 (6.3)	3 (12.5)	4 (11.8)
	合計	N %	14 (100.0)	16 (100.0)	24 (100.0)	34 (100.0)
女子	就労 (3日未満)	N %	2 (100.0)	1 (100.0)		3 (100.0)
	合計	N %	2 (100.0)	1 (100.0)		3 (100.0)

ある。男女とも、就労していたといっても「週に3日未満」が大部分であり、3日以上稼働していた者は全体の11%に過ぎない。

サ 就学状態

表16は、本件時学校に在学していた者について、性別・類型別にその就学状況をまとめたものである。就労状態と同様、男女とも「3日未満」が圧倒的に多く、3日以上通学していた者は全体の1割にも満たない。

シ 問題行動

16の問題行動について本件以前に見られたかどうか、性別にまとめたものを表17～18に示す。

男子では、普通群で最も多かったのは「不登校」であり、次いで「無断外泊」「引きこもり」の順であった。その他の群でも「無断外泊」「不登校」は多いが、普通群に比べ「万引き」「薬物」の率が高いのが特徴である。

女子においては、普通群で「万引き」「家庭内暴力」が2割以上と多く、素行不良群では「万引き」「無断外泊」「自傷行為」が同率で最も多いという結果であった。

次に、これらの問題行動が見られた最初の時期についてまとめたものを表19に示す。

性別・類型にかかわらず、どの群も中学在学中に問題行動が見られていることが分かる。女子は、男子に比べて中学前に問題行動

が見られている場合が多いことが特徴である。

ス いじめられ体験

表20は、いじめを受けた体験を有しているかどうかについて、性別・類型別にまとめたものである。

男子では、普通群が49.2%と他の群に比べて高い数値を示している。女子では、いずれの群も半数以上がいじめられた体験を有しているが、特に素行不良群において71.4%とかなりの高率となっている。

(3) 事件の動機・態様及び犯行後の情況

女子の人数が男子に比べて極端に少ないことから、以下の項目については、男女まとめて分析を行くこととする。

ア 事件の動機

事件の動機として考えられるもの10項目を選定し、当てはまるもの1つを回答するよう求めた。なお、項目選定に当たっては、山口らの研究を参考にしている。

項目については、以下のとおりである。

① その場の激情

日ごろ殺害する意図や悪感情をもっていなかったか、それまでまったく関係がなかった

表 16 就学状態

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	就学 (3日未満)	N	27	10	4	26	67
		%	(90.0)	(76.9)	(66.7)	(81.3)	(82.7)
	就学 (3日以上)	N	1	1	2	4	8
		%	(3.3)	(7.7)	(33.3)	(12.5)	(9.9)
	不詳	N	2	2		2	6
%		(6.7)	(15.4)		(6.3)	(7.4)	
合 計		N	30	13	6	32	81
		%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
女子	就学 (3日未満)	N	9	5			14
		%	(90.0)	(100.0)			(93.3)
	不詳	N	1				1
		%	(10.0)				(6.7)
合 計		N	10	5			15
		%	(100.0)	(100.0)			(100.0)

表 17 問題行動の有無 (男子)

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計
問題行動なし	N	26	11	2	13	52
	%	(43.3)	(20.8)	(3.7)	(12.9)	(19.4)
不登校	N	14	17	14	29	74
	%	(23.3)	(32.1)	(25.9)	(28.7)	(27.6)
多動	N		1			1
	%		(1.9)			(0.4)
万引き	N	9	23	21	50	103
	%	(15.0)	(43.4)	(38.9)	(49.5)	(38.4)
いじめ加害	N	5	2	7	12	26
	%	(8.3)	(3.8)	(13.0)	(11.9)	(9.7)
動物虐待	N	3				3
	%	(5.0)				(1.1)
校内暴力	N	3	5	15	6	29
	%	(5.0)	(9.4)	(27.8)	(5.9)	(10.8)
家庭内暴力	N	4	3	3	2	12
	%	(6.7)	(5.7)	(5.6)	(2.0)	(4.5)
自殺企図	N	4	1	1	1	7
	%	(6.7)	(1.9)	(1.9)	(1.0)	(2.6)
自傷行為	N	1	1	3	5	10
	%	(1.7)	(1.9)	(5.6)	(5.0)	(3.7)
薬物	N	6	14	16	23	59
	%	(10.0)	(26.4)	(29.6)	(22.8)	(22.0)
頻回飲酒	N	2	9	5	13	29
	%	(3.3)	(17.0)	(9.3)	(12.9)	(10.8)
けんか	N	2	1	8	3	14
	%	(3.3)	(1.9)	(14.8)	(3.0)	(5.2)
無断外泊	N	9	21	16	41	87
	%	(15.0)	(39.6)	(29.6)	(40.6)	(32.5)
ナイフ収集	N	3	1		2	6
	%	(5.0)	(1.9)		(2.0)	(2.2)
引きこもり	N	8	1			9
	%	(13.3)	(1.9)			(3.4)
ストーカー行為	N	1				1
	%	(1.7)				(0.4)
不詳	N			1	1	2
	%			(1.9)	(1.0)	(0.7)

表 18 問題行動の有無 (女子)

		普通	素行不良	合計
問題行動なし	N	4	1	5
	%	(25.0)	(14.3)	(21.7)
不登校	N	3	3	6
	%	(18.8)	(42.9)	(26.1)
万引き	N	6	4	10
	%	(37.5)	(57.1)	(43.5)
いじめ加害	N	2	1	3
	%	(12.5)	(14.3)	(13.0)
校内暴力	N		2	2
	%		(28.6)	(8.7)
家庭内暴力	N	4		4
	%	(25.0)		(17.4)
自殺企図	N	1	3	4
	%	(6.3)	(42.9)	(17.4)
自傷行為	N	1	4	5
	%	(6.3)	(57.1)	(21.7)
薬物	N	1		1
	%	(6.3)		(4.3)
頻回飲酒	N	2		2
	%	(12.5)		(8.7)
無断外泊	N	3	4	7
	%	(18.8)	(57.1)	(30.4)
引きこもり	N	1		1
	%	(6.3)		(4.3)

のに、その場あるいは極めて近接する時点で、ある出来事をきっかけとして突発的に怒りを抱いて反抗に至ったと考えられるもの

② 怨恨・敵意

相手に対し比較的長期にわたって持続的に怒りや敵意の感情を蓄積させて、犯行に至ったもの

③ 圧力からの解放

被害者に対する感情よりも、むしろ自分自身や自分が所属している集団に対して加えられていた何らかの圧力から解放され、自由を回復することを求めたもの

④ 悲観

将来を悲観して犯行に至ったもの

⑤ 隠蔽・逃走

都合の悪いことを隠すため、または犯罪・非行の場面での捕縛などを恐れて逃走しようとした際に犯行に至ったもの

⑥ 混乱・爆発

自分自身への攻撃に対するとっさの反撃や、危機場面に際して情緒の著しい混乱から

犯行に至ったと考えられるもの

⑦ 指示・雷同

仲間などからの指示、仲間への雷同、助成などから犯行に至ったもの

⑧ 興味・関心

人を殺害すること自体に興味を抱き、実行に至ったと考えられるもの

⑨ その他

①～⑧に当てはまらないもの

⑩不詳

動機が不明なもの

表21は、事件の動機について、類型別に χ^2 検定及び残差分析を行った結果をまとめたものである。普通群では、「怨恨・敵意」「圧力からの解放」「悲観」「混乱・爆発」が有意に高く、「指示・雷同」が有意に低くなっている。また、素行不良群では「隠蔽・逃走」のため有意に高く、集団・中心的群においては「その場の激情」が有意に高かった。集団・周辺の群については「指示・雷同」が有意に高く、「怨恨・敵意」「混乱・爆発」が有意に低いと

表 19 問題行動の時期

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	
男子	就学前	N	2	2	1	5	
		%	(6.1)	(4.8)	(1.2)	(2.4)	
	小学1～3年	N	1	2	4	7	
		%	(3.0)	(4.8)	(4.8)	(3.3)	
	小学4～6年	N	6	10	10	15	41
		%	(18.2)	(23.8)	(20.0)	(17.9)	(19.6)
	中学	N	14	17	27	43	101
		%	(42.4)	(40.5)	(54.0)	(51.2)	(48.3)
	中卒後	N	10	11	13	21	55
		%	(30.3)	(26.2)	(26.0)	(25.0)	(26.3)
合計		N	33	42	50	84	209
		%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
女子	小学1～3年	N	3	1		4	
		%	(27.3)	(16.7)			(23.5)
	小学4～6年	N	2	2		4	
		%	(18.2)	(33.3)			(23.5)
	中学	N	5	3		8	
		%	(45.5)	(50.0)			(47.1)
	中卒後	N	1			1	
		%	(9.1)				(5.9)
	合計		N	11	6		17
			%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

表 20 いじめ被害体験の有無

	イジメラレ		普通		素行不良		集団中心的		集団周辺の		合計	
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%
男子	なし		30	(50.8)	42	(79.2)	43	(81.1)	78	(78.8)	193	(73.1)
	あり		29	(49.2)	11	(20.8)	10	(18.9)	21	(21.2)	71	(26.9)
	合計		59	(100.0)	53	(100.0)	53	(100.0)	99	(100.0)	264	(100.0)
女子	なし		7	(43.8)	2	(28.6)					9	(39.1)
	あり		9	(56.3)	5	(71.4)					14	(60.9)
	合計		16	(100.0)	7	(100.0)					23	(100.0)

表 21 事件の動機

	その場の感情		怨恨・敵意		圧力からの解放		悲観		隠蔽・逃走		混乱・爆発		指示・雷同		興味・関心		金銭目的		その他		合計	検定結果		
	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%	N	%				
普通	12	(15.8)	16	(21.1)	10	(13.2)	4	(5.3)	1	(1.3)	10	(13.2)	12	(15.8)	2	(2.6)	2	(2.6)	6	(7.9)	1	(1.3)	76	(100.0)
	調整済み残差		▲[2.0]	▲[2.0]	▲[2.5]	▲[3.4]	▲[3.4]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.5]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	▲[2.4]	(100.0)
素行不良	10	(16.7)	12	(20.0)	4	(6.7)	0	(0)	4	(6.7)	9	(15.0)	17	(28.3)	2	(3.3)	0	(0)	2	(3.3)	0	(0)	60	(100.0)
	調整済み残差		[-1.1]	[1.5]	[-0.1]	[-1.0]	[-1.0]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	▲[2.1]	(100.0)
集団中心的	20	(37.0)	7	(13.0)	2	(3.7)	0	(0)	0	(0)	1	(1.9)	13	(24.1)	1	(1.9)	0	(0)	10	(18.5)	0	(0)	54	(100.0)
	調整済み残差		▲[3.0]	[-0.3]	[-1.0]	[-1.0]	[-1.0]	[-1.4]	[-1.4]	[-1.4]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	[-1.6]	(100.0)
集団周辺の	21	(20.8)	6	(5.9)	4	(4.0)	0	(0)	3	(3.0)	0	(0)	57	(56.4)	1	(1.0)	0	(0)	9	(8.9)	0	(0)	101	(100.0)
	調整済み残差		[-0.3]	▼[-2.9]	[-1.4]	[-1.5]	[-1.5]	[0.2]	[0.2]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	▼[-3.4]	(100.0)

注 1) **は 0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注 2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注 3) P 値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

P=0.000m***

いう結果であった。類型により、その動機が大きく異なることが分かる。

イ 共犯の人数及びその関係

共犯の人数について χ^2 検定及び残差分析を行った結果を表22に示す。普通群においては、単独あるいは共犯者1名の場合が有意に高く、「4人以上」は有意に低いことが分かる。また、素行不良群においても、単独もしくは共犯者が2～3人の場合が有意に高くなっており、普通群と同様「4人以上」は有意に低かった。一方、不良集団に所属している群については、中心的・周縁的にかかわらず、単独の場合が有意に低く、共犯が「4人以上」いる場合が有意に高いという結果であった。

次に、共犯者がいる少年について、その共犯者との関係をまとめたものが表23である。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「学校仲間」「遊び仲間」「親族」が共犯者である場合が高く、素行不良群においては「遊び仲間」「施設仲間」が高かった。また、不良集団に所属している場合は中心的・周縁的いずれの群でも「不良集団」が有意に高くなっている。

ウ 事件へのかかわり

表24は、少年が事件にどのようにかかわっているかを示したものである。 χ^2 検定及び残

差分析の結果、普通群では「単独・主導」が高く、「雷同」は有意に低くなっている。また、集団・中心的群では「単独・主導」が高く、「追従」が低いのにに対して、集団・周縁的群では「単独・主導」が有意に低く、「雷同」「追従」が有意に高かった。なお、素行不良群においては有意差が見られなかった。

エ 被害者の人数

被害者の人数について、類型別にまとめたものが表25である。どの類型においても被害者の人数が1名であるものが85%以上を占めている。 χ^2 検定を行ったが有意差は得られなかった。ちなみに、この数値は、すべてが既遂（非行の結果被害者の生命を奪った）というわけではなく、未遂のものも含まれている。

オ 被害者との関係

表26に少年と被害者との関係について示したものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群の場合、「実親」「義理の親」「子」が有意に高く、「友人・知人」が有意に低くなっている。集団・中心的群では、「実親」が有意に低く、また集団・周縁的群においては、「友人・知人」が有意に高く、「実親」「子」は有意に低かった。素行不良群では有意差は見られなかった。

カ 被害者への感情

表22 共犯者の人数

		なし	1人	2～3人	4人以上	合計	検定結果
普通	N	47	7	5	17	76	
	%	(61.8)	(9.2)	(6.6)	(22.4)	(100.0)	
	調整済み残差	▲[8.6]	▲[2.1]	[-1.9]	▼[-7.2]		
素行不良	N	21	3	15	21	60	P=0.000 m***
	%	(35.0)	(5.0)	(25.0)	(35.0)	(100.0)	
	調整済み残差	▲[2.0]	[0.1]	▲[3.2]	▼[-3.9]		
集団中心的	N	2	1	7	44	54	
	%	(3.7)	(1.9)	(13.0)	(81.5)	(100.0)	
	調整済み残差	▼[-4.0]	[-1.1]	[0.0]	▲[4.0]		
集団周縁的	N	3	3	10	84	100	
	%	(3.0)	(3.0)	(10.0)	(84.0)	(100.0)	
	調整済み残差	▼[-6.3]	[-1.1]	[-1.0]	▲[6.7]		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 23 共犯者との関係

	学校仲間	遊び仲間	職場仲間	施設仲間	親族	行きずり	不良集団	その他	不詳	合計	検定結果
普通	N 3 (9.7) ▲[3.5]	22 (71.0) ▲[3.7]	0 — [-0.8]	0 — [-0.6]	2 (6.5) ▲[3.5]	0 — [-0.6]	1 (3.2) ▼[-5.8]	2 (6.5) [2.6]	1 (3.2) [2.5]	31 (100.0)	
調整済み残差											
素行不良	N 0 — [-0.9]	30 (78.9) ▲[5.3]	2 (5.3) [1.7]	2 (5.3) ▲[3.1]	— — [-0.7]	0 — [-0.7]	3 (7.9) ▼[-5.9]	1 (2.6) [0.7]	0 — [-0.5]	38 (100.0)	P=0.000 m***
調整済み残差											
集団中心的	N 0 — [-1.1]	9 (17.3) ▼[-3.9]	1 (1.9) [0.1]	0 — [-0.8]	0 — [-0.8]	1 (1.9) [0.9]	41 (78.8) ▲[4.6]	0 — [-1.0]	0 — [-0.6]	52 (100.0)	
調整済み残差											
集団周辺の	N 1 (1.0) [-0.8]	28 (28.6) ▼[-3.3]	1 (1.0) [-0.8]	0 — [-1.3]	0 — [-1.3]	1 (1.0) [0.2]	67 (68.4) ▲[4.6]	0 — [-1.6]	0 — [-0.9]	98 (100.0)	
調整済み残差											

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 24 事件へのかかわり

	単独・主導	雷同	追従	不詳	合計	検定結果
普通	N 54 (71.1) ▲[5.2]	13 (17.1) ▼[-4.3]	8 (10.5) [-1.6]	1 (1.3) [0.8]	76 (100.0)	
調整済み残差						
素行不良	N 31 (51.7) [1.1]	21 (35.0) [-0.5]	7 (11.7) [-1.1]	1 (1.7) [1.0]	60 (100.0)	P=0.000 m _w (両)
調整済み残差						
集団中心的	N 35 (64.8) ▲[3.2]	17 (31.5) [-1.1]	2 (3.7) ▼[-2.8]	0 — [-0.7]	54 (100.0)	
調整済み残差						
集団周辺の	N 12 (11.9) ▼[-8.4]	59 (58.4) ▲[5.3]	30 (29.7) ▲[4.6]	0 — [-1.0]	101 (100.0)	
調整済み残差						

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 25 被害者人数

	1人	2人	3人	4人以上	合計	検定結果
普通	N 66 (86.8)	6 (7.9)	1 (1.3)	3 (3.9)	76 (100.0)	
調整済み残差						
素行不良	N 53 (88.3)	6 (10.0)	0 —	1 (1.7)	60 (100.0)	P=0.411 m
調整済み残差						
集団中心的	N 46 (85.2)	4 (7.4)	0 —	4 (7.4)	54 (100.0)	
調整済み残差						
集団周辺の	N 95 (94.1)	4 (4.0)	1 (1.0)	1 (1.0)	101 (100.0)	
調整済み残差						

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 26 被害者との関係

	顔見知り	行きずり	友人・知人	実親	義理の親	兄弟姉妹	子	その他の親類	恋人	不詳	合計
N	21	15	8	18	2	1	5	3	2	1	76
%	(27.6)	(19.7)	(10.5)	(23.7)	(2.6)	(1.3)	(6.6)	(3.9)	(2.6)	(1.3)	(100.0)
調整済み残差	[-0.9]	[-1.5]	▼[-3.5]	▲[6.5]	▲[2.4]	[1.7]	▲[2.8]	[1.7]	[1.1]	[-0.7]	
N	18	21	12	2	0	0	2	2	2	1	60
%	(30.0)	(35.0)	(20.0)	(3.3)			(3.3)	(3.3)	(3.3)	(1.7)	(100.0)
調整済み残差	[-0.3]	[1.7]	[-1.1]	[-1.3]	[-0.7]	[-0.5]	[0.5]	[1.1]	[1.5]	[-0.4]	
N	18	19	16	0	0	0	0	0	0	1	54
%	(33.3)	(35.2)	(29.6)							(1.9)	(100.0)
調整済み残差	[0.3]	[1.6]	[0.7]	▼[-2.3]	[-0.7]	[-0.5]	[-1.3]	[-1.1]	[-1.0]	[-0.3]	
N	35	22	39	1	0	0	0	0	0	4	101
%	(34.7)	(21.8)	(38.6)	(1.0)						(4.0)	(100.0)
調整済み残差	[0.8]	[-1.3]	▲[3.7]	▼[-3.0]	[-1.0]	[-0.7]	▼[-2.0]	[-1.6]	[-1.5]	[1.3]	

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

P = 0.000 m***

P = 0.000 m***

表 27 被害者への感情

	嫌悪・敵意	その他の否定的感情	恋愛	その他の親和的感情	両面的感情	特になし	不詳	合計	検定結果
N	29	12	1	3	9	20	2	76	
%	(38.2)	(15.8)	(1.3)	(3.9)	(11.8)	(26.3)	(2.6)	(100.0)	
調整済み残差	▲[2.0]	[-0.5]	[1.7]	[0.3]	▲[3.6]	▼[-3.4]	[0.4]		
N	19	11	0	3	2	21	4	60	
%	(31.7)	(18.3)		(5.0)	(3.3)	(35.0)	(6.7)	(100.0)	
調整済み残差	[0.5]	[0.2]	[-0.5]	[0.7]	[-0.5]	[-1.4]	▲[2.8]		
N	18	13	0	1	2	20	0	54	
%	(33.3)	(24.1)		(1.9)	(3.7)	(37.0)		(100.0)	
調整済み残差	[0.7]	[1.4]	[-0.5]	[-0.7]	[-0.3]	[-1.0]	[-1.2]		
N	19	15	0	3	0	64	0	101	
%	(18.8)	(14.9)		(3.0)		(63.4)		(100.0)	
調整済み残差	▼[-2.8]	[-0.9]	[-0.7]	[-0.3]	▼[-2.7]	▲[5.1]	[-1.8]		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

事件に至る以前に、加害者である少年が被害者に対してどのような感情を抱いていたのかについて表27に示す。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「嫌悪・敵意」「両価的感情」が有意に高く、「特になし」が低かった。また、素行不良群においては「不詳」が有意に高く、集団・周辺の群では「特になし」が有意に高く、「嫌悪・敵意」「両価的感情」が有意に低いという結果であった。集団・中心的群については、有意差は得られなかった。

キ 事件の計画性

本件非行が計画的であったか否かについて類型別にまとめたものが表28である。いずれの群においても「機会的」が最も高く、次いで「計画的」「偶発的」という順になっている。 χ^2 検定の結果については有意差が見られなかった。

ク 殺害方法

表29は本件での殺害方法についてまとめた

ものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「刺殺」「絞殺・窒息」が有意に高く、「撲殺」「その他」が有意に低くなっており、素行不良群では「その他」が有意に高くなっている。また、集団・中心的群では、「撲殺」が有意に高く、「その他」は低いという結果であり、集団・周辺の群では、「刺殺」「絞殺・窒息」ともに有意に低かった。

ケ 警察への出頭の有無

犯行後、警察に自ら出頭したか否かについて類型別にまとめたものが表30である。 χ^2 検定及び残差分析の結果有意な差が見られたのは、素行不良と集団・中心的の2群であった。素行不良群においては「出頭した」が有意に低くなっており、集団・中心的群では「出頭した」が有意に高く、「不詳」が有意に低かった。

コ 逃亡の有無

事件後、警察に逮捕されるのを恐れて逃亡

表 28 事件の計画性

		計画的	機会的	偶発的	合計	検定結果
普通	N	25	30	21	76	$\chi^2(6) = 4.606$
	%	(32.9)	(39.5)	(27.6)	(100.0)	
素行不良	N	17	27	16	60	
	%	(28.3)	(45.0)	(26.7)	(100.0)	
集団中心的	N	15	27	12	54	
	%	(27.8)	(50.0)	(22.2)	(100.0)	
集団周辺の	N	27	55	19	101	
	%	(26.7)	(54.5)	(18.8)	(100.0)	

表 29 殺害方法

		刺殺	絞殺・窒息	撲殺	その他	合計	検定結果
普通	N	28	11	32	5	76	$\chi^2(9) = 59.801^{***}$
	%	(36.8)	(14.5)	(42.1)	(6.6)	(100.0)	
	調整済み残差	▲[5.1]	▲[3.7]	▼[-4.4]	▼[-2.0]		
素行不良	N	7	3	34	15	59	
	%	(11.9)	(5.1)	(57.6)	(25.4)	(100.0)	
	調整済み残差	[-1.3]	[-0.3]	[-1.0]	▲[3.0]		
集団中心的	N	5	1	46	2	54	
	%	(9.3)	(1.9)	(85.2)	(3.7)	(100.0)	
	調整済み残差	[-1.8]	[-1.4]	▲[3.7]	▼[-2.3]		
集団周辺の	N	11	2	71	17	101	
	%	(10.9)	(2.0)	(70.3)	(16.8)	(100.0)	
	調整済み残差	▼[-2.2]	▼[-2.1]	[1.9]	[1.2]		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

したかどうかについて調べた。表31に示すとおり、 χ^2 検定の結果、有意な差は見られなかった。

サ 隠蔽工作

本件が発覚しないよう、何らかの隠蔽工作を行ったか否かをまとめたものが表32である。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群で「隠蔽なし」が有意に高く、「あり」が有意に低くなっている。逆に、集団・周辺の群では「なし」が有意に低く、「あり」が有意に高いという結果であった。素行不良及び集団・中心的群では有意差は見られなかった。

シ 否認の有無

事件について否認をしたかどうかについて類型別にまとめたものが表33である。いずれの群も「否認なし」が90%以上を占めており、少年鑑別所に入所するところにはほとんどが自らの行為を認めていることが分かる。なお、 χ^2 検定の結果、各群で有意差は見られなかつ

た。

ス 罪障感の強弱

表34は自らの行為の罪の大きさをどの程度自覚しているかについてまとめたものである。 χ^2 検定の結果では有意差は見られなかったものの、素行不良、集団・中心的、集団・周辺の3群では、「やや弱い」「やや強い」「弱い」の順となっているのに対して、普通群では「弱い(35.5%)」が最も高く、次いで「やや弱い(32.9)」の順であり、「強い」「やや強い」はいずれも15.8%であった。

(4) 家庭環境等

ア 本件時保護者

表35は、本件時の保護者を類型別にまとめたものである。 χ^2 検定の結果から各群間において有意差は見られなかった。全体で見ると、実父母が6割、実母は2割強、実父が1割弱

表 30 警察出頭の有無

		なし	あり	不詳	合計	検定結果
普通	N	48	14	14	76	$\chi^2(6) = 18.053^{**}$
	%	(63.2)	(18.4)	(18.4)	(100.0)	
	調整済み残差	[-0.8]	[-0.6]	[1.9]		
素行不良	N	43	6	11	60	
	%	(71.7)	(10.0)	(18.3)	(100.0)	
	調整済み残差	[0.9]	▼[-2.3]	[1.6]		
集団中心的	N	33	19	2	54	
	%	(61.1)	(35.2)	(3.7)	(100.0)	
	調整済み残差	[-1.0]	▲[2.9]	▼[-2.1]		
集団周辺の	N	71	21	9	101	
	%	(70.3)	(20.8)	(8.9)	(100.0)	
	調整済み残差	[0.9]	[0.1]	[-1.3]		

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

表 31 逃亡の有無

		なし	あり	不詳	合計	検定結果
普通	N	55	11	10	76	$\chi^2(6) = 9.188$
	%	(72.4)	(14.5)	(13.2)	(100.0)	
素行不良	N	45	6	9	60	
	%	(75.0)	(10.0)	(15.0)	(100.0)	
集団中心的	N	41	11	2	54	
	%	(75.9)	(20.4)	(3.7)	(100.0)	
集団周辺の	N	82	13	6	101	
	%	(81.2)	(12.9)	(5.9)	(100.0)	

であった。

イ 保護者の職業

表36は、保護者の職業を類型別に見たものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群は「専門的・技術的職業」、集団・中心的群は「管理的職業」、集団・周辺の群は「農林漁業」がそれぞれ有意に高くなっている。

ウ 保護者の安定度

保護者の安定度とは、主として少年の養育

に当たっていた者に変化があったかどうかについて調査したものである。「安定」とは養育者に変化がなかった場合であり、「やや不安定」とは養育者が1～2度変わった場合、「不安定」とは養育者が3度以上変わった場合を示す。また、「その他」とは、施設等で育ち、特定の養育者がいなかった場合である。

保護者の安定度を類型別に示したものが表37である。いずれの群においても「安定」が

表 32 隠蔽工作の有無

		なし	あり	不詳	合計	検定結果
普通	N	60	8	8	76	$\chi^2(6) = 17.683^{**}$
	%	(78.9)	(10.5)	(10.5)	(100.0)	
	調整済み残差	▲ [3.0]	▼ [-3.6]	[0.6]		
素行不良	N	39	14	7	60	
	%	(65.0)	(23.3)	(11.7)	(100.0)	
	調整済み残差	[0.0]	[-0.6]	[0.8]		
集団中心的	N	33	19	2	54	
	%	(61.1)	(35.2)	(3.7)	(100.0)	
	調整済み残差	[-0.7]	[1.7]	[-1.5]		
集団周辺の	N	57	35	9	101	
	%	(56.4)	(34.7)	(8.9)	(100.0)	
	調整済み残差	▼ [-2.2]	▲ [2.4]	[0.0]		

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

表 33 否認の有無

		しない	全部否認	一部否認	合計	検定結果
普通	N	72	0	4	76	P=0.151 m
	%	(94.7)	-	(5.3)	(100.0)	
素行不良	N	57	1	2	60	
	%	(95.0)	(1.7)	(3.3)	(100.0)	
集団中心的	N	50	0	4	54	
	%	(92.6)	-	(7.4)	(100.0)	
集団周辺の	N	100	0	1	101	
	%	(99.0)	-	(1.0)	(100.0)	

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 34 罪障感の強弱

		強い	やや強い	やや弱い	弱い	合計	検定結果
普通	N	12	12	25	27	76	$\chi^2(9) = 15.069$
	%	(15.8)	(15.8)	(32.9)	(35.5)	(100.0)	
素行不良	N	10	15	21	14	60	
	%	(16.7)	(25.0)	(35.0)	(23.3)	(100.0)	
集団中心的	N	2	17	24	11	54	
	%	(3.7)	(31.5)	(44.4)	(20.4)	(100.0)	
集団周辺の	N	9	29	39	24	101	
	%	(8.9)	(28.7)	(38.6)	(23.8)	(100.0)	

最も高く、次いで「やや不安定」「不安定」という順である。素行不良群の「不安定」と集団・中心的群の「やや不安定」の高さが目立つ。 χ^2 検定の結果については有意差が見られなかった。

エ 養育態度

表38は、養育態度を類型別にまとめたものである。 χ^2 検定の結果については有意差が見られなかった。どの類型においても、「普通」が最も高く、「放任」「一貫性なし」という順であった。

オ 保護者からの虐待の有無

保護者からの虐待の有無を類型別に見たものが表39である。 χ^2 検定の結果については有意差が見られなかった。全体で見ると、「なし」が9割弱、「あり」が1割強であった。

カ 保護者への態度

保護者への態度を類型別に示したのが表40である。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では、「攻撃」が有意に高かった。集団・周辺の群では「親和」が有意に高く、「攻撃」が有意に低い結果であった。

キ 保護者間の葛藤

表41は、保護者間の葛藤を類型別にまとめたものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群、素行不良群では「あり」が有意に低く、「なし」が有意に高かった。集団・周辺の群では「あり」が有意に高く、「なし」が有意に低かった。

ク 保護者間以外の家族間の葛藤

表42は、保護者間以外の家族間の葛藤を類型別にまとめたものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通と集団・周辺の2群で差が見られた。普通群は「あり」が有意に低く、「なし」が有意に高かった。集団・周辺の群では「あり」が有意に高く、「なし」が有意に低かった。

ケ 実父母の精神疾患の有無

実父母の精神疾患の有無を類型別に示したのが表43である。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「あり」が有意に高く、集団・中心的群では「あり」が有意に低かった。

コ 保護者の受刑歴

表44は、保護者の受刑歴を類型別に示した

表 35 本件時の保護者

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
実父母	N	47	31	30	68	176	P=0.261 m
	%	(61.8)	(51.7)	(55.6)	(67.3)	(60.5)	
実父	N	7	4	8	6	25	
	%	(9.2)	(6.7)	(14.8)	(5.9)	(8.6)	
実母	N	17	16	12	17	62	
	%	(22.4)	(26.7)	(22.2)	(16.8)	(21.3)	
義父実母	N	2	4	3	5	14	
	%	(2.6)	(6.7)	(5.6)	(5.0)	(4.8)	
実父義母	N	0	0	1	2	3	
	%	-	-	(1.9)	(2.0)	(1.0)	
義父母	N	1	0	0	1	2	
	%	(1.3)	-	-	(1.0)	(0.7)	
兄弟・親類	N	0	2	0	2	4	
	%	-	(3.3)	-	(2.0)	(1.4)	
施設	N	0	2	0	0	2	
	%	-	(3.3)	-	-	(0.7)	
その他	N	2	1	0	0	3	
	%	(2.6)	(1.7)	-	-	(1.0)	
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 36 保護者の職業

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
専門的・技術的 職業	N	13	4	3	8	28	
	%	(17.1)	(6.7)	(5.6)	(7.9)	(9.6)	
	調整済み残差	▲ [2.6]	[-0.9]	[-1.1]	[-0.7]		
管理的職業	N	2	3	6	4	15	
	%	(2.6)	(5.0)	(11.1)	(4.0)	(5.2)	
	調整済み残差	[-1.2]	[-1.0]	▲ [2.2]	[-0.7]		
事務	N	10	4	8	7	29	
	%	(13.2)	(6.7)	(14.8)	(6.9)	(10.0)	
	調整済み残差	[1.1]	[-1.0]	[1.3]	[-1.3]		
販売	N	8	2	4	5	19	
	%	(10.5)	(3.3)	(7.4)	(5.0)	(6.5)	
	調整済み残差	[1.6]	[-1.1]	[0.3]	[-0.8]		
サービス業	N	7	11	4	11	33	
	%	(9.2)	(18.3)	(7.4)	(10.9)	(11.3)	
	調整済み残差	[-0.7]	[1.9]	[-1.0]	[-0.2]		
保安職業	N	1	0	1	1	3	
	%	(1.3)	-	(1.9)	(1.0)	(1.0)	
	調整済み残差	[0.3]	[-0.9]	[0.7]	[-0.1]		
農林漁業	N	2	1	1	10	14	P=0.018 m*
	%	(2.6)	(1.7)	(1.9)	(9.9)	(4.8)	
	調整済み残差	[-1.0]	[-1.3]	[-1.1]	▲ [3.0]		
運輸・通信	N	9	5	6	13	33	
	%	(11.8)	(8.3)	(11.1)	(12.9)	(11.3)	
	調整済み残差	[0.2]	[-0.8]	[-0.1]	[0.6]		
技能工, 建築作 業, 労務作業等	N	15	15	16	31	77	
	%	(19.7)	(25.0)	(29.6)	(30.7)	(26.5)	
	調整済み残差	[-1.5]	[-0.3]	[0.6]	[1.2]		
その他職業	N	0	0	1	1	2	
	%	-	-	(1.9)	(1.0)	(0.7)	
	調整済み残差	[-0.8]	[-0.7]	[1.1]	[0.5]		
無職	N	9	9	2	8	28	
	%	(11.8)	(15.0)	(3.7)	(7.9)	(9.6)	
	調整済み残差	[0.8]	[1.6]	[-1.6]	[-0.7]		
不詳	N	0	6	2	2	10	
	%	-	(10.0)	(3.7)	(2.0)	(3.4)	
	調整済み残差	[-1.9]	▲ [3.1]	[0.1]	[-1.0]		
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注 1) *は5%水準未満で有意差があることを示す。

注 2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注 3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 37 保護者の安定度

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
安定	N	50	34	26	63	173	
	%	(65.8)	(56.7)	(48.1)	(62.4)	(59.5)	
やや不安定	N	19	14	23	31	87	
	%	(25.0)	(23.3)	(42.6)	(30.7)	(29.9)	
不安定	N	7	11	5	5	28	P=0.064 m
	%	(9.2)	(18.3)	(9.3)	(5.0)	(9.6)	
その他	N	0	1	0	2	3	
	%	-	(1.7)	-	(2.0)	(1.0)	
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

ものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、素行不良以外の3群で差が見られた。普通群は「なし」が有意に高く、「不詳」が有意に低かった。集団・中心的群では「あり」が有意に高く、集団・周辺の群では、「なし」が有意に高く、「不詳」が有意に高かった。

サ 生活程度

表45は、生活程度を類型別にまとめたものである。 χ^2 検定の結果については有意差が見られなかった。どの類型においても、「普通」が最も高く、「貧困」「裕福」という順であった。

(5) 鑑別判定・審判決定及び処遇指針

ア 鑑別判定

表46は少年鑑別所での鑑別の結果、どの処分が適当と判断されたのかをまとめたものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「在宅保護」「医療少年院」「児童自立支援施設」が有意に高く、「初等・中等少年院」が有意に低かった。また、集団・中心的群では「特別少年院」「検察官送致」が高く、「短期・特修短期少年院」が低いこと、集団・周辺の群では「医療少年院」が低いことが分かった。

次に、鑑別判定で少年院での処遇が適当で

表 38 養育環境

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
普通	N	22	16	17	42	97	P=0.108 m
	%	(28.9)	(26.7)	(31.5)	(41.6)	(33.3)	
溺愛	N	3	7	2	4	16	
	%	(3.9)	(11.7)	(3.7)	(4.0)	(5.5)	
放任	N	16	14	15	26	71	
	%	(21.1)	(23.3)	(27.8)	(25.7)	(24.4)	
過干渉	N	7	0	4	1	12	
	%	(9.2)	-	(7.4)	(1.0)	(4.1)	
一貫性なし	N	11	8	9	16	44	
	%	(14.5)	(13.3)	(16.7)	(15.8)	(15.1)	
拒否	N	5	3	1	2	11	
	%	(6.6)	(5.0)	(1.9)	(2.0)	(3.8)	
期待過剰	N	2	0	1	3	6.0	
	%	(2.6)	-	(1.9)	(3.0)	(2.1)	
厳格	N	7	7	2	4	20	
	%	(9.2)	(11.7)	(3.7)	(4.0)	(6.9)	
その他	N	0	1	2	1	4	
	%	-	(1.7)	(3.7)	(1.0)	(1.4)	
不詳	N	3	3	1	2	9	
	%	(3.9)	(5.0)	(1.9)	(2.0)	(3.1)	
該当なし	N	0	1	0	0	1	
	%	-	(1.7)	-	-	(0.3)	
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 39 保護者からの虐待

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
なし	N	62	49	49	94	254	$\chi^2(3)=7.562$
	%	(81.6)	(81.7)	(90.7)	(93.1)	(87.3)	
あり	N	14	11	5	7	37	
	%	(18.0)	(18.3)	(9.3)	(6.9)	(12.7)	
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

表 40 保護者に対する態度

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
親和	N	24	22	17	49	112	
	%	(31.6)	(36.7)	(31.5)	(48.5)	(38.5)	
	調整済み残差	[-1.4]	[-0.3]	[-1.2]	▲[2.6]		
依存	N	6	4	3	12	25	
	%	(7.9)	(6.7)	(5.6)	(11.9)	(8.6)	
	調整済み残差	[-0.3]	[-0.6]	[-0.9]	[1.5]		
親和	N	24	22	17	49	112	
	%	(31.6)	(36.7)	(31.5)	(48.5)	(38.5)	
	調整済み残差	[-1.4]	[-0.3]	[-1.2]	▲[2.6]		
依存	N	6	4	3	12	25	
	%	(7.9)	(6.7)	(5.6)	(11.9)	(8.6)	
	調整済み残差	[-0.3]	[-0.6]	[-0.9]	[1.5]		
攻撃	N	8	2	2	0	12	
	%	(10.5)	(3.3)	(3.7)	-	(4.1)	
	調整済み残差	▲[3.3]	[-0.3]	[-0.2]	▼[-2.6]		
畏怖	N	5	3	1	1	10	
	%	(6.6)	(5.0)	(1.9)	(1.0)	(3.4)	
	調整済み残差	[1.7]	[0.7]	[-0.7]	[-1.7]		P = 0.029 m*
対等	N	0	1	2	3	6	
	%	-	(1.7)	(3.7)	(3.0)	(2.1)	
	調整済み残差	[-1.5]	[-0.2]	[0.9]	[0.8]		
両価	N	20	14	12	21	67	
	%	(26.3)	(23.3)	(22.2)	(20.8)	(23.0)	
	調整済み残差	[0.8]	[0.1]	[-0.2]	[-0.7]		
その他	N	1	1	3	0	5	
	%	(1.3)	(1.7)	(5.6)	-	(1.7)	
	調整済み残差	[-0.3]	[0.0]	▲[2.4]	[-1.6]		
不詳	N	2	1	2	2	7	
	%	(2.6)	(1.7)	(3.7)	(2.0)	(2.4)	
	調整済み残差	[0.1]	[-0.4]	[0.7]	[-0.3]		
該当なし	N	0	3	1	0	4	
	%	-	(5.0)	(1.9)	-	(1.4)	
	調整済み残差	[-1.2]	▲[2.7]	[0.3]	[-1.5]		
計	N	96	77	63	149	385	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注1) *は5%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 41 保護者間の葛藤

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
あり	N	49	38	38	89	214	
	%	(64.5)	(63.3)	(70.4)	(88.1)	(73.5)	
	調整済み残差	▼[-2.1]	▼[-2.0]	[-0.6]	▲[4.1]		
なし	N	27	22	16	12	77	
	%	(35.5)	(36.7)	(29.6)	(11.9)	(26.5)	$\chi^2(3) = 17.733^{***}$
	調整済み残差	▲[2.1]	▲[2.0]	[0.6]	▼[-4.1]		
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

表 42 保護者以外の家族間の葛藤

		普通	素行不良	集団中心的	集団周皮的	計	検定結果	
あり	N	47	43	41	85	216	$\chi^2(3) = 11.588^{**}$	
	%	(61.8)	(71.7)	(75.9)	(84.2)	(74.2)		
	調整済み残差	▼ [-2.9]	[-0.5]	[0.3]	▲ [2.8]			
なし	N	29	17	13	16	75		
	%	(38.2)	(28.3)	(24.1)	(15.8)	(25.8)		
	調整済み残差	▲ [2.9]	[0.5]	[-0.3]	▼ [-2.8]			
計	N	76	60	54	101	291		
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

表 43 実父母の精神疾患の有無

		普通	素行不良	集団中心的	集団周皮的	計	検定結果
なし	N	63	51	47	82	243	P = 0.040 m*
	%	(82.9)	(85.0)	(87.0)	(81.2)	(83.5)	
	調整済み残差	[-0.2]	[0.4]	[0.8]	[-0.8]		
あり	N	9	4	0	4	17	
	%	(11.8)	(6.7)	—	(4.0)	(5.8)	
	調整済み残差	▲ [2.6]	[0.3]	▼ [-2.0]	[-1.0]		
不詳	N	4	5	7	15	31	
	%	(5.3)	(8.3)	(13.0)	(14.9)	(10.7)	
	調整済み残差	[-1.8]	[-0.7]	[0.6]	[1.7]		
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注1) *は5%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 44 保護者の受刑歴

		普通	素行不良	集団中心的	集団周皮的	計	検定結果
なし	N	72	56	42	79	249	P = 0.002 m**
	%	(94.7)	(93.3)	(77.8)	(78.2)	(85.6)	
	調整済み残差	▲ [2.6]	[1.9]	[-1.8]	▼ [-2.6]		
あり	N	0	0	4	3	7	
	%	—	—	(7.4)	(3.0)	(2.4)	
	調整済み残差	[-1.6]	[-1.4]	▲ [2.7]	[0.5]		
不詳	N	4	4	8	19	35	
	%	(5.3)	(6.7)	(14.8)	(18.8)	(12.0)	
	調整済み残差	▼ [-2.1]	[-1.4]	[0.7]	▲ [2.6]		
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

あるとされた少年のうち、その際の分類級がG3（注：非行の重大性により、少年の持つ問題性が極めて複雑・深刻であるため、その矯正と社会復帰を図る上で特別の処遇を必要とする者）であった者の割合を類型別に示したものが表47である。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では「該当」が有意に高く、集団・周辺の群においては「非該当」が有意に低かった。

同様に、表48は分類級がM（精神病患者及び精神病の疑いのある者並びに精神病質者及び精神病質の疑いのある者）であった者の割合と χ^2 検定の結果を示したものである。残差分析の結果、普通群では「該当」が有意に高く、集団・周辺の群では「非該当」が有意に低かった。

また、表49は処分を決定するに当たり、家庭裁判所が鑑定留置を行ったか否かを類型別に示したものである。 χ^2 検定及び残差分析の結果、普通群では鑑定留置が行われる場合が多いということが示された。

イ 審判決定

表50は、類型別に審判決定の結果についてまとめたものである。 χ^2 検定の結果有意差が得られたので、残差分析を行った。

普通群では「保護観察・試験観察」「医療少年院」「児童自立支援施設」が有意に高く、「初等・中等」が低かった。素行不良群では「その他」（観護措置取消など）が有意に高く、集

団・中心的群では「検察官送致」が有意に高く、「保護観察・試験観察」が有意に低かった。また、集団・周辺の群では「短期・特修短期少年院」が有意に高く、「保護観察・試験観察」「医療少年院」が低いことが分かる。

次に、審判決定で少年院送致となった少年のうち、分類級がG3であった者の類型別の割合と χ^2 検定の結果を示したものが表51である。鑑別判定時と同様、普通群では「該当」が有意に高く、集団・周辺の群では「非該当」が有意に高くなっている。また、分類級がMであった者についても、G3と同様に普通群で「該当」が有意に高く、集団・周辺の群では「非該当」が有意に高いという結果であった（表52参照）。

また、家庭裁判所から少年院での処遇に関して通常よりも長期間の処遇を勧告された者について類型別にまとめたものを表53に示す。 χ^2 検定及び残差分析の結果、集団・中心的群で長期間の勧告を付された者が有意に高く、逆に集団・周辺の群では勧告を付されなかった者が有意に高かった。

ウ 処遇指針

審判の結果、少年院送致が適当と判断された少年について、どのような処遇指針が立てられたのかを類型別にまとめたものが表54である。 χ^2 検定の結果、有意差が見られたのは「1 健全な規範意識・生活習慣の体得」「2 治療的指導（カウンセリング・心理療法など）」

表 45 生活程度

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	計	検定結果
裕福	N	2	2	5	3	12	P = 0.230 m
	%	(2.6)	(3.3)	(9.3)	(3.0)	(4.1)	
普通	N	57	41	35	81	214	
	%	(75.0)	(68.3)	(64.8)	(80.2)	(73.5)	
貧困	N	17	16	14	15	62	
	%	(22.4)	(26.7)	(25.9)	(14.9)	(21.3)	
不詳	N	0	1	0	2	3	
	%	—	(1.7)	—	(2.0)	(1.0)	
計	N	76	60	54	101	291	
	%	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

注) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 46 鑑別判定

	在宅保護		収容保護		短期・特短	児童自立	検察送致	その他	合計	検定結果
	初等・中等	特別	医療	特別						
普通	N 6 % (7.9) 調整済み残差 ▲ [2.8]	39 (51.3) ▼ [-2.8]	1 (1.3) ▲ [2.6]	7 (9.2) ▲ [2.6]	10 (13.2) ▲ [0.6]	2 (2.6) ▲ [2.4]	9 (11.8) [1.3]	2 (2.6) [-0.1]	76 (100.0)	
素行不良	N 1 % (1.7) 調整済み残差 [-0.7]	40 (67.8) [0.6]	3 (5.1) [0.0]	4 (6.8) [1.1]	6 (10.2) [-0.3]	0 — [-0.7]	2 (3.4) [-1.5]	3 (5.1) [1.2]	59 (100.0)	P = 0.000 m***
集団中心的	N 1 % (1.9) 調整済み残差 [-0.6]	36 (66.7) [0.4]	6 (11.1) ▲ [2.2]	1 (1.9) [-0.9]	1 (1.9) ▼ [-2.4]	0 — [-0.7]	9 (16.7) ▲ [2.5]	0 — [-1.4]	54 (100.0)	
集団周辺の	N 1 % (1.0) 調整済み残差 [-1.5]	72 (71.3) [1.8]	5 (5.0) [-0.1]	0 — ▼ [-2.6]	16 (15.8) [1.7]	0 — [-1.0]	4 (4.0) [-1.9]	3 (3.0) [0.2]	101 (100.0)	

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 47 判定時分類級 (G3)

	該当		非該当		合計	検定結果
	N	%	N	%		
普通	7 (14.9) 調整済み残差 ▲ [2.9]	40 (85.1) ▼ [-2.9]	40 (85.1) ▲ [2.9]	47 (100.0) ▼ [-2.9]	47 (100.0)	
素行不良	4 (8.5) 調整済み残差 [0.8]	43 (91.5) [-0.8]	3 (6.4) [0.4]	44 (93.6) [-0.4]	47 (100.0)	P = 0.010 m**
集団中心的	1 (2.3) 調整済み残差 [-1.2]	42 (97.7) [1.2]	1 (2.3) [-0.9]	42 (97.7) [0.9]	43 (100.0)	
集団周辺の	1 (1.3) 調整済み残差 ▼ [-2.2]	76 (98.7) ▲ [2.2]	0 — ▼ [-2.6]	77 (100.0) ▲ [2.6]	77 (100.0)	

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表48 判定時分類級 (M)

	該当		非該当		合計	検定結果
	N	%	N	%		
普通	7 (14.9) 調整済み残差 ▲ [3.4]	40 (85.1) ▼ [-3.4]	7 (14.9) ▲ [3.4]	40 (85.1) ▼ [-3.4]	47 (100.0)	
素行不良	3 (6.4) 調整済み残差 [0.4]	44 (93.6) [-0.4]	1 (2.3) [-0.9]	42 (97.7) [0.9]	43 (100.0)	P = 0.003 m**
集団中心的	1 (2.3) 調整済み残差 [-0.9]	42 (97.7) [0.9]	0 — ▼ [-2.6]	77 (100.0) ▲ [2.6]	77 (100.0)	

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

「7 反社会的行動の改善, 健全な価値観の涵養」「12 医師による専門的治療 (薬物・精神療法を含む)」の4項目であり, 「5 対人関係スキルの向上」では傾向差 ($0.05 < P < 0.1$) が得られた。

エ 鑑別判定及び審判決定の基準

鑑別判定や審判決定において, 保護処分あるいは検察官送致のどちらかを選択する際に, 少年のどのような要因が影響を与えているのかを調べるため, 数量化II類³⁾を試みた。使用する変数の選定に当たっては, 鑑別判定・審判決定と各変数で χ^2 検定を行い有意差が得られたものを中心とし, カテゴリー数が多い変数については, 意味的に近いものをまとめている。また, 罪名の違いにより, 鑑別判定や審判決定が大きく異なることから, 今回の研究では, 事案が殺人である者と傷害致死である者を抜き出して, 別々に分析を行っている。なお, 分析対象については, 検察官送致が可能な16歳以上の者としている。

① 殺人事案

鑑別判定及び審判結果それぞれについての分析結果を表55～58及び図1～2に示す。

鑑別判定では, 年齢, 居住状況, 職業, 動機, 事件へのかかわり, 被害者の人数, 類型

を説明変数として使用した。相関比は0.870, 判別成功率は92.0%であった。

各変数のレンジ及び偏相関係数から, 鑑別判定に最も影響を及ぼしているのは年齢であり, 次いで被害者の人数, 職業, 類型の順となっている。また, 各変数のカテゴリースコアから, 年齢が19歳, 被害者が複数, 素行不良者, 有職であると検察官送致になる可能性が大きく, 逆に, 年齢が19歳未満, 被害者が単数, 無職であると収容保護の決定に傾きやすいことが分かる。

一方, 審判決定では, 年齢, 共犯の有無, 被害者との関係, 逃亡の有無, 隠蔽工作の有無, 不良団体の所属の有無, 精神疾患の有無を説明変数として使用した。相関比は0.619, 判別成功率は89.3%である。

審判決定に最も影響を及ぼしている変数は, 被害者との関係であり, 次いで年齢, 不良団体の有無, 精神疾患の有無, 隠蔽工作の有無となっている。各変数のカテゴリースコアを見ると, 年齢が19歳, 被害者とはほとんど面識のない行きずり, 隠蔽工作あり, 不良団体への所属なし, 精神疾患なしであると, 検察官送致の審判決定になりやすいといえる。逆に, 被害者が実親などの身内, 年齢が16歳か18歳, 精神疾患あり, 不良団体への所

表49 鑑定留置の有無

		該当	非該当	合計	検定結果
普通	N	67	9	76	P = 0.004 m**
	%	(88.2)	(11.8)	(100.0)	
	調整済み残差	▼ [-3.3]	▲ [3.3]		
素行不良	N	57	3	60	
	%	(95.0)	(5.0)	(100.0)	
	調整済み残差	[-0.1]	[0.1]		
集団中心的	N	54	0	54	
	%	(100.0)	—	(100.0)	
	調整済み残差	[1.8]	[-1.8]		
集団周辺の	N	99	2	101	
	%	(98.0)	(2.0)	(100.0)	
	調整済み残差	[1.6]	[-1.6]		

注1) **は1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

注) 説明変数が質的データで与えられ, この質的データから, 質的データである外的規準を求める統計的手法。説明変数が量的データの場合は判別分析を用いる。

表 50 審判決定

	在宅保護		取容保護		検査送致	その他	合計	検定結果
	初等・中等	特別	医療	短期・特短				
普通	N 16 (21.1)	33 (43.4)	11 (14.5)	5 (6.6)	3 (3.9)	1 (1.3)	76 (100.0)	
調整済み残差	▲ [3.9]	▼ [-3.2]	▲ [3.7]	[-0.8]	▲ [2.9]	[-0.3]		
素行不良	N 6 (10.0)	36 (60.0)	5 (8.3)	2 (3.3)	0 (0.0)	3 (5.0)	60 (100.0)	
調整済み残差	[0.1]	[0.2]	[0.9]	[-1.7]	[-0.9]	▲ [2.2]		P = 0.000 m***
集団中心的	N 1 (1.9)	36 (66.7)	2 (3.7)	2 (3.7)	0 (0.0)	1 (1.9)	54 (100.0)	
調整済み残差	▼ [-2.1]	[1.3]	[0.5]	[-1.5]	[-0.8]	▲ [2.3]		
集団周辺の	N 5 (5.0)	66 (65.3)	2 (2.0)	17 (1638.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	101 (100.0)	
調整済み残差	▼ [-2.0]	[1.7]	▼ [-3.1]	[3.4]	[-1.3]	[-1.6]		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表51 決定時分類級 (G3)

	該当	非該当	合計	検定結果
普通	N 7 (15.6)	38 (84.4)	45 (100.0)	
調整済み残差	▲ [2.5]	▼ [-2.5]		
素行不良	N 5 (11.4)	39 (88.6)	44 (100.0)	
調整済み残差	[1.2]	[-1.2]		
集団中心的	N 1 (2.6)	38 (97.4)	39 (100.0)	
調整済み残差	[-1.2]	[1.2]		P = 0.013 m _w *
集団周辺の	N 1 (1.5)	67 (98.5)	68 (100.0)	
調整済み残差	▼ [-2.2]	▲ [2.2]		

注1) *は5%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 52 決定時分類級 (M)

	該当	非該当	合計	検定結果
普通	N 11 (24.4)	34 (75.6)	45 (100.0)	
調整済み残差	▲ [4.8]	▼ [-4.8]		
素行不良	N 3 (6.8)	41 (93.2)	44 (100.0)	
調整済み残差	[-0.2]	[0.2]		
集団中心的	N 1 (2.6)	38 (97.4)	39 (100.0)	
調整済み残差	[-1.3]	[1.3]		P = 0.000 m _w ***
集団周辺の	N 0 (0.0)	68 (100.0)	68 (100.0)	
調整済み残差	▼ [-2.9]	▲ [2.9]		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。
 注2) 残差分析の結果、▲は期待値より有意に高いこと、▼は有意に低いことを示す。(5%水準)
 注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 53 長期間の処遇勧告の有無

		該当	非該当	合計	検定結果
普通	N	20	25	45	
	%	(44.4)	(55.6)	(100.0)	
	調整済み残差	[0.9]	[-0.9]		
素行不良	N	17	27	44	$\chi^2(3) = 8.678^*$
	%	(38.6)	(61.4)	(100.0)	
	調整済み残差	[0.0]	[0.0]		
集団中心的	N	21	18	39	
	%	(53.8)	(46.2)	(100.0)	
	調整済み残差	▲[2.2]	▼[-2.2]		
集団周辺の	N	18	50	68	
	%	(26.5)	(73.5)	(100.0)	
	調整済み残差	▼[-2.6]	▲[2.6]		

注1) *は5%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

表 54 処遇指針

		普通	素行不良	集団中心的	集団周辺の	合計	検定結果
1 規範意識・生活習慣	該当	N 11 % (13.1) 調整済み残差 ▼[-2.8]	N 13 % (15.5) 調整済み残差 ▼[-2.0]	N 21 % (25.0) 調整済み残差 [1.5]	N 39 % (46.4) 調整済み残差 ▲[3.0]	84 (100.0)	$\chi^2(3) = 17.171^{***}$
	非該当	N 34 % (30.4) 調整済み残差 ▲[2.8]	N 31 % (27.7) 調整済み残差 ▲[2.0]	N 18 % (16.1) 調整済み残差 [-1.5]	N 29 % (25.9) 調整済み残差 ▼[-3.0]	112 (100.0)	
	2 治療的指導	該当	N 18 % (42.9) 調整済み残差 ▲[3.5]	N 13 % (31.0) 調整済み残差 [1.5]	N 5 % (11.9) 調整済み残差 [-1.5]	N 6 % (14.3) 調整済み残差 ▼[-3.1]	
非該当	N 27 % (17.5) 調整済み残差 ▼[-3.5]	N 31 % (20.1) 調整済み残差 [-1.5]	N 34 % (22.1) 調整済み残差 [1.5]	N 62 % (40.3) 調整済み残差 ▲[3.1]	154 (100.0)		
3 罪障感覚せい・しよく罪指導	該当	N 29 % (20.7) 調整済み残差 ▲[2.7]	N 34 % (24.3) 調整済み残差 [1.5]	N 31 % (22.1) 調整済み残差 [1.5]	N 46 % (32.9) 調整済み残差 ▲[3.1]	140 (100.0)	$\chi^2(3) = 3.529$
非該当	N 16 % (28.6) 調整済み残差 ▲[2.8]	N 10 % (17.9) 調整済み残差 ▲[2.0]	N 8 % (14.3) 調整済み残差 [-1.5]	N 22 % (39.3) 調整済み残差 ▲[3.1]	56 (100.0)		
4 保護関係調整指導	該当	N 18 % (30.5) 調整済み残差 ▲[2.7]	N 16 % (27.1) 調整済み残差 [1.5]	N 7 % (11.9) 調整済み残差 [-1.0]	N 18 % (30.5) 調整済み残差 [-0.5]	59 (100.0)	
非該当	N 27 % (19.7) 調整済み残差 ▼[-2.7]	N 28 % (20.4) 調整済み残差 [1.2]	N 32 % (23.4) 調整済み残差 [1.0]	N 50 % (36.5) 調整済み残差 [0.5]	137 (100.0)		
5 対人関係スキルの向上	該当	N 33 % (30.3) 調整済み残差 ▲[2.7]	N 21 % (19.3) 調整済み残差 [-1.2]	N 19 % (17.4) 調整済み残差 [-1.0]	N 36 % (33.0) 調整済み残差 [-0.5]	109 (100.0)	$\chi^2(3) = 7.780$
非該当	N 12 % (13.8) 調整済み残差 ▼[-2.7]	N 23 % (26.4) 調整済み残差 [1.2]	N 20 % (23.0) 調整済み残差 [1.0]	N 32 % (36.8) 調整済み残差 [0.5]	87 (100.0)		
6 豊かな人間性	該当	N 25 % (24.5) 調整済み残差 ▲[3.1]	N 23 % (22.5) 調整済み残差 [1.2]	N 24 % (23.5) 調整済み残差 [1.0]	N 30 % (29.4) 調整済み残差 [0.5]	102 (100.0)	
非該当	N 20 % (21.3) 調整済み残差 ▲[3.1]	N 21 % (22.3) 調整済み残差 [1.2]	N 15 % (16.0) 調整済み残差 [1.0]	N 38 % (40.4) 調整済み残差 [0.5]	94 (100.0)		
7 反社会的行動の改善	該当	N 5 % (8.6) 調整済み残差 ▼[-3.1]	N 8 % (13.8) 調整済み残差 [-1.9]	N 17 % (29.3) 調整済み残差 ▲[2.1]	N 28 % (48.3) 調整済み残差 ▲[2.6]	58 (100.0)	$\chi^2(3) = 18.174^{***}$
非該当	N 40 % (29.0) 調整済み残差 ▲[3.1]	N 36 % (26.1) 調整済み残差 [1.9]	N 15 % (15.9) 調整済み残差 [-2.1]	N 40 % (29.0) 調整済み残差 ▼[-2.6]	138 (100.0)		
8 職業生活に適應	該当	N 15 % (17.6) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 19 % (22.4) 調整済み残差 [0.2]	N 18 % (21.2) 調整済み残差 [-1.0]	N 33 % (38.8) 調整済み残差 ▲[-2.6]	85 (100.0)	
非該当	N 30 % (27.0) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 25 % (22.5) 調整済み残差 [-0.2]	N 21 % (18.9) 調整済み残差 [1.0]	N 35 % (31.5) 調整済み残差 ▲[2.6]	111 (100.0)		
9 能力の開発・向上	該当	N 7 % (31.8) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 6 % (27.3) 調整済み残差 [0.2]	N 5 % (22.7) 調整済み残差 [-1.0]	N 4 % (18.2) 調整済み残差 ▲[-2.6]	22 (100.0)	P = 0.358 m
非該当	N 38 % (21.8) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 38 % (21.8) 調整済み残差 [0.2]	N 34 % (19.5) 調整済み残差 [1.0]	N 64 % (36.8) 調整済み残差 ▲[2.6]	174 (100.0)		
10 教育課程の履修	該当	N 4 % (28.6) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 4 % (28.6) 調整済み残差 [0.2]	N 1 % (7.1) 調整済み残差 [-1.0]	N 5 % (35.7) 調整済み残差 ▲[-2.6]	14 (100.0)	
非該当	N 41 % (22.5) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 40 % (22.0) 調整済み残差 [0.2]	N 38 % (20.9) 調整済み残差 [1.0]	N 63 % (34.6) 調整済み残差 ▲[2.6]	182 (100.0)		
11 基礎学力の維持・向上	該当	N 5 % (20.0) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 5 % (20.0) 調整済み残差 [0.2]	N 5 % (20.0) 調整済み残差 [-1.0]	N 10 % (40.0) 調整済み残差 ▲[-2.6]	25 (100.0)	$\chi^2(3) = 0.419$
非該当	N 40 % (23.4) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 39 % (22.8) 調整済み残差 [0.2]	N 34 % (19.9) 調整済み残差 [1.0]	N 58 % (33.9) 調整済み残差 ▲[2.6]	171 (100.0)		
12 医師による専門的治療	該当	N 8 % (66.7) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 3 % (25.0) 調整済み残差 [0.2]	N 1 % (8.3) 調整済み残差 [-1.0]	N 0 % (0.0) 調整済み残差 ▲[-2.6]	12 (100.0)	
非該当	N 37 % (20.1) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 41 % (22.3) 調整済み残差 [-0.2]	N 38 % (20.7) 調整済み残差 [1.0]	N 68 % (37.0) 調整済み残差 ▲[2.6]	184 (100.0)		
13 関係保護機関との連携	該当	N 5 % (41.7) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 3 % (25.0) 調整済み残差 [0.2]	N 3 % (25.0) 調整済み残差 [-1.0]	N 1 % (8.3) 調整済み残差 ▲[-2.6]	12 (100.0)	P = 0.183 m
非該当	N 40 % (21.7) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 41 % (22.3) 調整済み残差 [0.2]	N 36 % (19.6) 調整済み残差 [1.0]	N 67 % (36.4) 調整済み残差 ▲[2.6]	184 (100.0)		
14 家族関係の調整	該当	N 16 % (26.2) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 15 % (24.6) 調整済み残差 [0.2]	N 14 % (23.0) 調整済み残差 [-1.0]	N 16 % (26.2) 調整済み残差 ▲[-2.6]	61 (100.0)	
非該当	N 29 % (21.5) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 29 % (21.5) 調整済み残差 [0.2]	N 25 % (18.5) 調整済み残差 [1.0]	N 52 % (38.5) 調整済み残差 ▲[2.6]	135 (100.0)		
15 その他	該当	N 0 % (0.0) 調整済み残差 ▲[3.7]	N 0 % (0.0) 調整済み残差 [0.2]	N 0 % (0.0) 調整済み残差 [-1.0]	N 2 % (100.0) 調整済み残差 ▲[-2.6]	2 (100.0)	P = 0.255 m
非該当	N 45 % (23.2) 調整済み残差 ▼[-3.7]	N 44 % (22.7) 調整済み残差 [0.2]	N 39 % (20.1) 調整済み残差 [1.0]	N 66 % (34.0) 調整済み残差 ▲[2.6]	194 (100.0)		

注1) ***は0.1%水準未満で有意差があることを示す。

注2) 残差分析の結果, ▲は期待値より有意に高いこと, ▼は有意に低いことを示す。(5%水準)

注3) P値の「m」はモンテカルロ法によることを示す。

属ありの場合、収容保護となる可能性が高いようである。

② 傷害致死事案

鑑別判定及び審判結果それぞれについての分析結果を表59～62及び図3～4に示す。

鑑別判定の分析では、年齢、職業、事件の動機等、10変数を説明変数として使用した。相関比は0.541、判定成功率は95.6%であった。

鑑別判定に最も影響を与えている変数は年齢であり、次いで事件の動機、罪障感の強さ、

類型の順であった。カテゴリー別に見ると、年齢が19歳、怨恨・圧力からの解放・興味関心といった動機、有職者、集団・中心的群、罪障感がやや弱いなどの場合、検察官送致となる可能性が大きいと考えられる。逆に、罪障感が強い、普通群、年齢が16歳、勤勉である者は収容保護になりやすいといえる。

審判決定の分析では、年齢、動機、被害者との関係等の9変数を説明変数として使用した。相関比は0.575、判定成功率は93.9%である。

表 55 鑑別判定についての数量化結果（殺人事案）

項目	レンジ	偏相関	相関比	判定成功率
年齢	2.614	0.879		
居住状況	0.001	0.001		
職業	0.332	0.227		
動機	0.126	0.127	0.870	92.0(%)
事件関与	0.100	0.100		
被害人数	1.688	0.791		
少年類型	0.242	0.156		

表 56 鑑別判定カテゴリースコア（殺人事案）

項目	カテゴリー	カテゴリースコア
年齢	16歳	0.45202
	17歳	0.49316
	18歳	0.22227
	19歳	-2.12103
居住状況	家族と居住	-0.00023
	その他	0.00119
職業	学生	0.03424
	有職	-0.13337
	無職	-0.19827
動機	激情・混乱	-0.05701
	指示・雷同	-0.00331
	怨恨・解放・興味	0.06940
事件関与	雷同・追従	-0.08018
	主導	0.02005
被害人数	単数	0.20254
	複数	-1.48532
少年類型	普通	-0.01390
	素行不良	-0.15256
	集団中心的 集団周辺の	0.08308 0.08895

表 57 審判決定についての数量化結果（殺人事案）

項目	レンジ	偏相関	相関比	判定成功率
年齢	1.819	0.558		
共犯有無	0.071	0.025		
被害関係	2.212	0.611		
逃亡	0.195	0.082	0.619	89.3(%)
隠蔽工作	0.499	0.189		
不良関係	0.554	0.165		
精神疾患	0.530	0.234		

表 58 審判決定カテゴリースコア（殺人事案）

項目	カテゴリー	カテゴリースコア
年齢	16歳	0.63621
	17歳	0.02367
	18歳	0.66920
	19歳	-1.14936
共犯有無	なし	0.03025
	あり	-0.04034
被害関係	行きずり	-1.08583
	顔見知り	-0.05629
	友人・恋人 実親	0.20009 1.12573
逃亡	した	-0.12558
	しない	0.06977
隠蔽工作	なし	0.14250
	あり	-0.35625
不良関係	なし	-0.21766
	あり	0.33638
精神疾患	なし	-0.13259
	あり	0.39776

表 59 鑑別判定についての数量化結果
(傷害致死事案)

項目	レンジ	偏相関	相関比	判定成功率
年齢	1.746	0.510		
職業	0.650	0.284		
動機	1.679	0.458		
警察出頭	0.663	0.276		
親←態度	0.157	0.081		
少年類型	0.969	0.274	0.541	95.6(%)
就労・就学状態	0.582	0.154		
少年鑑別所入所回数	0.565	0.182		
問題行動	0.540	0.206		
罪障感	1.006	0.313		

表 61 審判決定についての数量化結果
(傷害致死事案)

項目	レンジ	偏相関	相関比	判定成功率
年齢	2.470	0.644		
職業	0.350	0.171		
動機	0.810	0.294		
被害関係	1.012	0.261		
逃亡	0.539	0.204	0.575	93.9(%)
親←態度	0.145	0.077		
少年類型	1.289	0.314		
就労・就学状態	0.828	0.282		
問題行動	0.414	0.172		

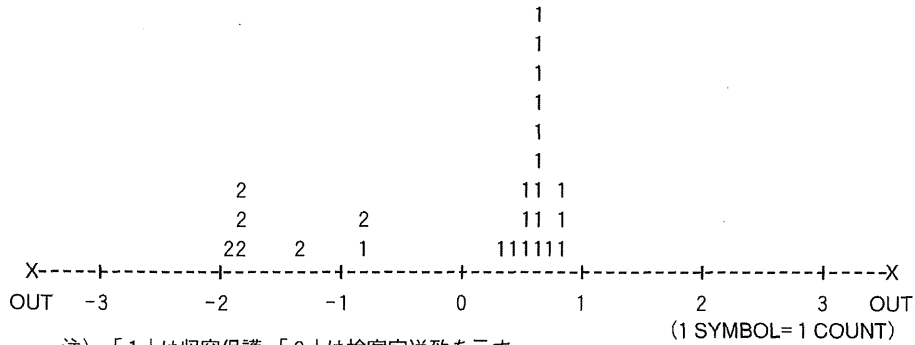
表 60 鑑別判定カテゴリースコア (傷害致死事案)

項目	カテゴリー	カテゴリースコア
年齢	16 歳	0.59636
	17 歳	0.31595
	18 歳	0.09105
	19 歳	-1.14946
職業	学生	0.27884
	有職	-0.29458
	無職	0.35526
動機	激情・混乱	0.16084
	指示・雷同	0.27775
	怨恨・解放・興味	-1.10133
警察出頭	した	0.49738
	しない	-0.16580
親←態度	親和	-0.07643
	親和以外	0.08106
少年類型	普通	0.67989
	素行不良	0.43874
	集団中心的 集団周辺の	-0.28926 -0.14174
就労/就学 状態	勤勉	0.51327
	怠惰	-0.06844
鑑別所 入所回数	なし	-0.10807
	あり	0.45721
問題行動数	なし	0.41271
	あり	-0.12699
罪障感	強い	0.72365
	やや強い	0.00249
	やや弱い	-0.28279
	弱い	0.02872

表 62 審判決定カテゴリースコア

項目	カテゴリー	カテゴリースコア
年齢	16 歳	0.73126
	17 歳	0.47454
	18 歳	0.21229
	19 歳	-1.73870
職業	学生	0.20443
	有職	-0.14527
	無職	-0.04619
動機	激情・混乱	0.06069
	指示・雷同	0.16503
	怨恨・解放・興味	-0.64491
被害関係	行きずり	0.34558
	顔見知り	-0.22519
	友人・恋人	0.03752
	実親	-0.66669
逃亡	した	-0.45735
	しない	0.08167
親←態度	親和	-0.06806
	親和以外	0.07684
少年類型	普通	1.04807
	素行不良	0.20563
	集団中心的 集団周辺の	0.06670 -0.24066
就労/就学 状態	勤勉	0.71467
	怠惰	-0.11284
問題行動数	なし	0.32012
	あり	-0.09415

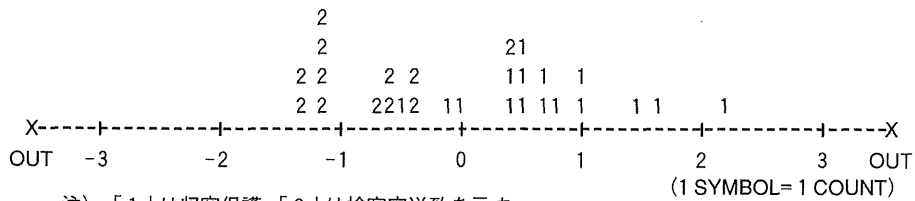
外的基準変数：鑑別判定



注) 「1」は収容保護, 「2」は検察官送致を示す。

図 1 グループ別度数分布 (殺人事案)

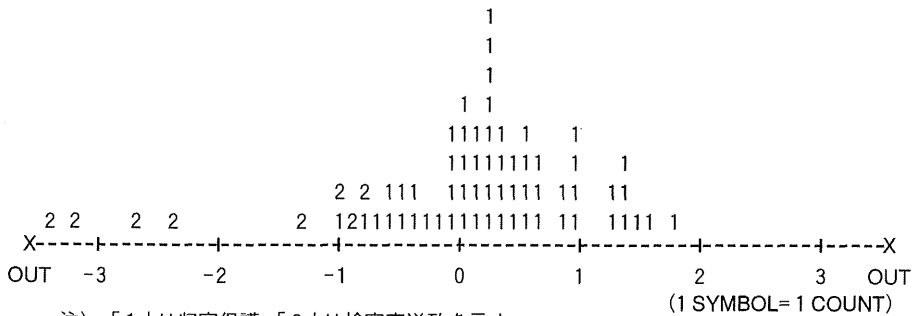
外的基準変数：審判決定



注) 「1」は収容保護, 「2」は検察官送致を示す。

図 2 グループ別度数分布 (殺人事案)

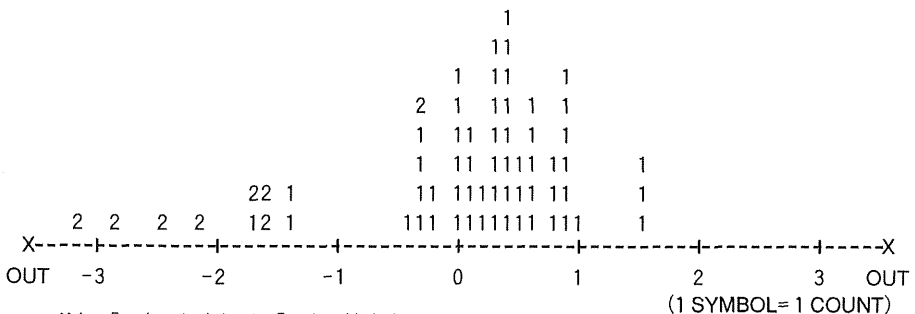
外的基準変数：鑑別判定



注) 「1」は収容保護, 「2」は検察官送致を示す。

図 3 グループ別度数分布 (障害致死事案)

外的基準変数：審判決定



注) 「1」は収容保護, 「2」は検察官送致を示す。

図 4 グループ別度数分布 (障害致死事案)

審判決定に最も影響を与えていると考えられる要因は年齢であり、以下、類型、被害者との関係、就業（学）状況、事件の動機などである。カテゴリー別に見ると、年齢が19歳で、被害者が実親などの身内、怨恨・圧力からの解放・興味といった事件の動機の場合に検察官送致となる可能性が大きく、普通群、年齢が16歳、勤勉の場合に収容保護に傾きやすいことが分かる。

5 考察

(1) 対象の分類

本研究では、本件以前の補導歴、不良集団の所属の有無等により、調査対象者を4群に分類した。その構成比の特徴をみると、普通群、すなわち過去に何ら補導歴もなく、不良集団への所属もない、表面的には何ら非行傾向が見受けられなかった群が2番目に多くなっている。傷害致死の場合、不良集団に所属する複数の者による犯罪であることが多いことから、不良集団・周辺の群が最も多いのは理解しやすい。しかし、その次に普通群がくるとするのは、重大事件ならではの特殊性といえるのではないだろうか。本研究とは調査対象の分類方法に若干の違いがあるが、山口らの「少年による殺人事犯に関する研究」においても、「普通少年」が「素行不良少年」に次ぐ位置にあり、この傾向は約10年前の研究結果とあまり変わりがない。

(2) 対象の属性及び非行時の状況（行状）

ア 類型と性別・観護措置決定時年齢の関係

平成11年、12年の矯正統計年報によれば、少年鑑別所に入所した新収容者の男子の割合は、11年が89.6%、12年が88.8%であった。本研究の調査対象者の割合は、男子92.1%、女子7.9%であり、若干、男子の割合が高いといえるだろう。類型別にみると、女子では、

不良集団に属する者はいないのに対して、男子では不良集団に属する者が過半数を占めているのが特徴的である。

男子では、観護措置決定時17歳である者などの群でも最も多くなっている。矯正統計年報によれば、少年鑑別所に入所した少年のうち17歳の占める割合は、平成11年が23.7%、12年では22.8%であり、本調査の結果はやや高い数値といえる。ただし、普通群、素行不良群は17歳に続いて18歳の少年が多く、一方、不良集団に属する群では16歳の少年が2番目に多くなっており、普通、素行不良群と不良集団に属する群とでは年齢分布に開きがあるといえる。

女子では、15歳が最も多く、男子に比べて低年齢層が目立つ。これは、後に述べるように、女子の犯す犯罪の動機、手口、かかわり方などの内容が男子の場合と異なることによるものと思われる。

イ 本件非行名

男子についてみると、殺人・殺人未遂では普通群だけでほぼ半数であり、傷害致死では不良集団・周辺の群が、強盗致死では素行不良群がほぼ半数を占めるという結果であった。傷害致死事案で不良集団・周辺の群が多いのは、傷害致死の場合、加害者である少年の所属する不良集団内のトラブルが引き金となり、被害者に集団で暴行を加えた結果であることが多いためと考えられる。

女子においても、男子と同様に殺人事案では普通群が圧倒的に多く、普通群では殺人事案が多いのが特徴といえるであろう。男女とも、類型によって、その非行名が大きく異なっている点が指摘できる。

ウ 国籍

結果でも述べたとおり、調査対象者のほとんどが日本国籍であった。成人の場合、外国人の凶悪事件の増加が社会問題として取り上げられるようになっているが、少年の場合は、犯罪目的で不法入国・滞在する者が少ないと

考えられるため、現時点では、外国人少年による重大犯罪はほとんどないといえる。

エ 教育程度

男子の普通群では、高校在学中の者が最も多く、中学卒・高校中退者の割合は、他の群に比べて非常に低かった。平成11年、12年の少年鑑別所新収容者のうち、中学卒・高校中退者の割合はそれぞれ65.6%、64.0%であり、普通群では比較的教育程度が高いといえるであろう。

一方、不良集団・中心的群では中学卒・高校中退者の割合が81.5%と圧倒的に高かった。この群に属する少年は、本人の意志かどうかは別として、他の群よりも教育を受ける機会が少なく、より早い段階から社会に出て稼働することを期待されているといえる。

オ 知能程度

男子では、普通群において「中」域が最も多く、他の群と比べるとやや上方にずれているようである。すでに述べたとおり、男子普通群は、教育程度についても他の群に比べて比較的高く、こうした傾向の背景には、知能という能力的な問題が関係している可能性がある。

一方、女子では、男子に比べて知能程度「劣」域の割合が高く、特に、その傾向は女子素行不良群で特徴的であるといえるだろう。

カ MJPI・MJAT

① MJPI

男子では、「偏向」「抑うつ」尺度において、普通群が他の群の少年に比べて有意に高いという結果が得られた。偏向尺度は、物の考え方・感じ方の偏りを見るものであるが、質問項目に対して投げやりな反応をした場合などもこの尺度得点が高くなる。受検態度については分からないが、今回の結果からは、普通群の場合、物事の考え方、感じ方に偏りがあつたり、ちょっとしたことで気分が落ち込んだりしやすい傾向があるといえる。また、不良集団群においては、中心的、周辺のいずれの

群でも「軽躁」「自己顕示」尺度の得点が高く、ほがらかで人付き合いを好む一方で、負けず嫌いで、支配欲が強く、自分を良く見せようとする傾向が強いと考えられる。

女子では、普通群において偏向尺度得点が有意に高く、素行不良群は心気症尺度得点が有意に高かった。普通群では物の考え方に偏りのある可能性があり、一方、素行不良群では、些細なことにこだわり元気をなくしてしまうような傾向があるようである。

② MJAT

男子では、各群、各尺度ともに平均値が $45 < T < 55$ であり、特に目立った特徴は見いだせなかったが、一元配置の分散分析・多重比較を行った結果、いくつかの尺度で有意差が得られたので、参考として、それらの特徴を踏まえて、類型別に見直すこととする。

なお、尺度名のあとの(*)印は、有意差が得られた項目であることを示している。

普通群では、虚偽尺度の平均値が最も高く、自己評価、社会規範、家庭(*)、友人、不良(*)、暴力・発散(*)の各尺度が最低である。一方、安逸尺度が最高であるなど、他の群と異なった傾向を示している。すなわち、実際以上に自分をよく見せようとする傾向がある一方で、安逸・せつ的な生活に対して肯定的な態度を持っている。また、自己評価が低く、家庭や友人関係、不良者や腕力で物事を解決しようとする構えには否定的である。

素行不良群では、他の群に比し、社会規範尺度及び家庭尺度(*)の値が高い(肯定的)傾向があつた。これは、法律や警察など社会規範を肯定的に評価しており、家庭に対してもある程度安らぎを感じている。

不良集団・中心的群は、虚偽尺度の値が4群中最も低い値を示し、自己評価、友人、不良(*)及び暴力・発散(*)の各尺度の値が最も高い結果となっている。このことから、この群の少年は、自分を肯定的に評価し、友

達付き合いに価値を認め、また、不良者と積極的に付き合いおうとする傾向があり、腕力で問題解決を図ったり、刺激や興奮を得て気分発散することに対しても抵抗感はあまり抱いていないといえる。

不良集団・周辺の群は、家庭尺度の値が高く(*), 不良尺度(*)の値が低い傾向が見られる。すなわち、家族から大切にされると感じており、不良者との付き合いを避けようとする態度を有していると考えられる。

女子では有意差が見られなかったものの、普通群では「自己評価」尺度で、素行不良少年では「自己評価」「社会規範」「家庭」尺度で平均値が45点以下であった。このことから、女子普通群は、自分の長所に目が向きにくい傾向があり、また、素行不良群では、この傾向に加えて、社会規範や家庭・家族に対して否定的であるといえる。

キ 精神・身体疾患の有無

① 精神疾患

矯正統計年報によると、少年鑑別所に入所した者のうち何らかの精神疾患に罹患していたのは、平成11年で2.4% (男子2.1%, 女子4.6%), 12年では2.5% (男子2.2%, 女子5.0%)である。これらの数値に比べると、本調査の結果はかなり高率であり、重大事件に至る少年の場合、何らかの精神疾患に罹患している割合が高く、特に、この傾向は男子普通群と女子で強いといえる。

② 身体疾患

男子では、不良集団・周辺の群において身体疾患を有している者は5.9%と低いが、その他の群では14~18%であった。少年鑑別所男子新収容者のうち鑑別判定で「医療措置要」とされた者から「精神障害あり」の者を除いた割合は、平成11年で6.9%, 12年では6.8%と、本調査の半数以下である。本調査での身体疾患の中には医療措置を要しない者も含まれている可能性があるため明確なことはいえないものの、不良集団・周辺の群を除く群で

は、身体的に何らかの問題を抱えていることが推察される。

ク 本件非行時の居住状況

全体の9割近くが、本件非行時、家族と同居していたという結果であった。少年鑑別所新収容者のうち、本件非行時家族と同居していた者の割合は、平成11年が80.8%, 12年が82.0%であり、それに比べてやや高い数値であるといえる。これは、普通群での割合が高いことが影響しているものと考えられる。

ケ 本件非行時の職業

少年鑑別所新収容者のうち、職業が「無職・生徒」の割合は、平成11年で27.6% (男子26.7%, 女子34.9%), 12年で29.2% (男子28.1%, 女子37.7%)であった。また、「無職・その他」の割合は、11年で39.4% (男子38.5%, 女子47.1%), 12年で38.5% (男子37.6%, 女子45.0%)である。

これらの数値と比べると、男女の普通群、女子素行不良群において、「無職・生徒」の割合の高さ、「無職・その他」の低さが目立つ。反対に、男子素行不良群、不良集団・中心的群では、学生・生徒の割合が低く、まったくの無職である率が高いことがわかる。重大事件に至った少年のうち、特にこれらの群に属する者は、学校や職場など社会的な場から切り離された状態にあるといえるだろう。

コ 就労状態

本件非行時、何らかの仕事に就いていた者であっても、性別・類型に関係なく、仕事に行く日数が「週に3日未満」が大部分であった。未成年であることや、現在のわが国の経済状況の影響も考えなければならないが、本人に働く意欲が乏しいこともその一因であろう。かろうじて社会とつながっている者であっても、それは安定したものではなく、容易に一般社会から隔離され、自分一人の、あるいは不良仲間などの限定された世界に引きこもってしまう可能性がある。

サ 就学状態

就学状態についても、就労状態と同様、通学日数が「週に3日未満」が圧倒的に多いという結果であった。通信制高校など、必ずしも毎日通学しなくても良い学校が増えたこともあるが、「無職・その他」率の高さや、就労しているといっても「週3日未満」が8割近いこと等を考え合わせると、今回調査対象となった非行少年の多くが、社会とつながりを意識する機会をほとんど持たずにいるといえるのではないだろうか。

シ 問題行動

男子では、どの群においても「不登校」「無断外泊」が多く、最初にみられる時期としては、中学在学中である点は共通していた。非行少年といっても様々なタイプがあるが、最初の問題行動として、中学時代に「不登校」「無断外泊」といった行動が表面化する場合が多いと考えられる。また、特徴的であったのは、普通群の「引きこもり」の多さであり、一方、他の群では「万引き」「薬物」といった犯罪に関わる問題行動の率が高かった。少年を分類する際、警察補導歴があるかないかを考慮していることから、普通群を除く3群でこうした問題行動の率が高いのは当然の結果ともいえるが、普通群は非社会的な問題行動に、他の3群は反社会的な問題行動により傾きやすいものと考えられる。

女子では、「家庭内暴力」「自傷行為」などの問題行動が上位にきており、男子普通群と同様、反社会的問題行動よりは非社会的な問題行動が表面化しやすいといえる。ただし、問題行動が最初に見られた時期については、男子に比べて早く、本調査の対象者を比較すると、女子の方がより追い詰められた状況にあったと推察される。

ス いじめられ体験

男女とも普通群でほぼ半数以上が、女子素行不良群では7割以上がいじめの被害を受けたことがあるという結果であった。MJATの結果から、男女普通群、女子素行不良群の特

徴として自己評価の低さを挙げたが、こうした背景には、いじめられ体験の影響があると考えられる。また、男子普通群の問題行動の特徴としては「不登校」「引きこもり」があるが、これらの問題行動についても、学校でのいじめられ体験が引き金となっている可能性がある。

(3) 事件の動機・態様及び犯行後の情況

ア 事件の動機

χ^2 検定及び残差分析の結果、対象の類型により、事件の動機が大きく異なっていた。

普通群において最も多かった動機は「怨恨・敵意」であり、それが客観的に見て納得できる理由かどうかは別として、被害者と加害者である少年との関係性から発展した犯行といえる。また、残差分析の結果、「圧力からの解放」「悲観」「混乱・爆発」も有意に高かったことから、普通群は、犯行前に何らかの圧力を感じていたり、危機場面に陥っているなど、いわば追い詰められた状況にあり、そこから抜け出そうとする行動が重大事件につながったと考えられる。

素行不良群で最も多かった動機は「指示・雷同」であるが、残差分析の結果では、「隠蔽・逃走」が有意に高いということが分かった。自分の都合の悪いことを隠したいとか、逮捕されることを恐れ、それから逃げ出したいという気持ちからの犯行であり、自分本位な考えが強く影響しているといえる。

一方、集団・中心的群では「その場の激情」が有意に高いという結果であった。これは、日ごろは殺意など抱いていない被害者に対し、その場あるいはきわめて直前に突発的に怒りを抱いて犯行に至ったというものである。ここ最近、少年非行のキーワードとして「キレル」という言葉が使われることがあるが、それはこの集団・中心的群に多く当てはまるのかもしれない。

また、不良集団に所属している者でも、周辺の群になると「指示・雷同」が有意に高く、全体の5割を占めている。自らの意志というよりは、集団内の力関係により動かされ、また歯止めが利かなくなって重大事件に至っているといえる。

イ 共犯の人数及びその関係

普通群及び素行不良群では単独、もしくは少人数で本件が行われたのに対して、不良集団群では中心的・周辺のいずれの場合も4人以上の多人数での事件が有意に高いという結果であった。また、その共犯者との関係を見ると、普通群では「学校仲間」「遊び仲間」「親族」が、素行不良少年は「遊び仲間」「施設仲間」が有意に高く、不良集団に所属する少年については、中心的・周辺のいずれも「不良集団」が有意に高かった。

普通及び素行不良群の場合、その動機は「怨恨・敵意」が最も多く、被害者に対する個人的な感情から端を発していると考えられることから、必然的に単独での犯行が多くなるといえる。また、その共犯者は、「学校仲間」「遊び仲間」といった普段から付き合いのある親しい間柄であり、個人の感情（怨恨・敵意といった）を共有できる対象であったと考えられる。

一方、不良集団に所属していた少年においては、事件の多くが集団によるものであり、共犯者は不良集団の仲間であった。中心的と周辺の群では「その場の激情」「指示・雷同」とその動機に違いはあるが、集団で被害者に危害を加えている点は共通している。中心的群の者が何かのきっかけで突発的に怒りを抱き、周辺の群に属する者は、中心的群の少年の指示を受けたか、あるいは周りの雰囲気にもまれる形で集団となって被害者に暴力を振るい、犯行に及んでいることが推察される。

ウ 事件へのかかわり

普通群では、事件のかかわり方について「単独・主導」が有意に高かった。普通群の場合、

単独での犯行が多く、これは当然の結果であり、自らの意志で犯行に及んでいることが分かる。

不良集団に所属している者では、中心的群の場合「単独・主導」が有意に高く、周辺の群では、「雷同」「追従」が有意に高かった。これは、不良集団内の立場がそのまま事件の関与の仕方を決定付けているといえるだろう。すなわち、中心的少年が周辺の少年に圧力を加え、周辺の少年は被害者のことよりも、集団内の自らの立場だけを考えて重大事件に至ってしまうことが示唆された。

エ 被害者の人数

被害者の人数については、どの群においても「1人」の場合が最も多かった。ア、イ、ウの項で述べたとおり、重大事件を犯した少年といっても非常に限定された状況、動機から犯行に及んでおり、まったく関連のない被害者を攻撃の対象として選択する可能性は低いと推察される。

オ 被害者との関係

普通群の場合、その被害者となったのは「実親」「義理の親」「子」が有意に高いという結果であった。肉親や、義理であっても親子の関係にある人物など、少年にとっては良くも悪くも多大な影響力を有する人物が被害者となっており、それだけに、怨恨や敵意といった強い感情を抱き、殺害に至っているようである。このような少年にとっては、家庭や家族は決して安らぎを与え、保護してくれるものではなく、自分を脅かす存在として捉えられていたことが推察される。

一方、不良集団に所属する群では「実親」は有意に低く、また、周辺の群においては「友人・知人」が有意に高いという結果であった。親のようにごく身近な存在や、顔見知りといった関係性の薄い人物ではなく、両者の中間に位置する「友人・知人」が被害者となっており、仲間関係に起因するトラブルから発展した事件であることが分かる。

カ 被害者への感情

普通群においては、「嫌悪・敵意」「両価的感情」が有意に高かった。動機では「怨恨・敵意」が多かったことから、被害者への感情について「嫌悪・敵意」が多いのは比較的的理解しやすい。しかし、好きと嫌いといった両極端な感情がない交ぜとなっている「両価的感情」が高いのもこの群の特徴であり、憎いから殺害するといった単純なものではなく、殺害に至るまでに複雑な心理過程を経ていることがうかがえる。これは、被害者が少年のごく身近な存在である場合が多いということが関係しているかもしれない。

また、集団・周辺の群では、「特になし」が有意に高かった。これは、恨み、敵意といった否定的な感情から本件に至ったのではなく、集団内での力関係から生じた行為であることを示唆している。

キ 事件の計画性

事件の計画性については、いずれの群も「機会的」が最も多く、次いで「計画的」「偶発的」の順であり、類型による明確な特徴は見いだせなかった。

ク 殺害方法

普通群の場合、「刺殺」「絞殺・窒息」が、集団・中心的群では「撲殺」が有意に高かった。これは、対象の類型によって事件の様相が大きく異なっていることを示している。集団・中心的群の場合、不良集団を後ろ盾にして、集団で被害者に危害を加えるのが特徴であり、生命を奪うというよりも自らの力を誇示するといった意味合いから「撲殺」が高くなっているのではないだろうか。一方、普通群の場合、被害者が「親」であることが多かったことから、被害者よりもむしろ力の弱い存在であったと考えられ、それが「刃物」といった鋭利な武器を使うという行為に結びついていると考えられる。

ケ 警察への出頭の有無

すべての群において、警察に自ら出頭しな

かった場合が多く、 χ^2 検定及び残差分析の結果、素行不良群において、出頭した場合が有意に少なかった。「不詳」が比較的多い項目であり、明確なことは分からないが、素行不良群の場合、その動機として「隠蔽・逃走」が有意に高かったことを考えると、他群に比べて警察に自ら出頭することは少なく、現実から逃れようとする構えが強いのかもかもしれない。

コ 逃亡の有無

逃亡については、 χ^2 検定の結果、有意差は得られなかった。少年の場合、たとえ逃げたとしてもその後の生活を維持する術はないことから、どの群においても、あまり逃亡という行為にはでないものと考えられる。

サ 隠蔽工作

普通群では「隠蔽なし」が有意に高く、集団・周辺の群では「隠蔽あり」が有意に高いという結果であった。集団・周辺の群の場合、集団での犯行が多いことから、共犯同士で口裏を合わせるなどの隠蔽工作を行いやすいと考えられる。

シ 否認の有無

すべての群において「否認なし」が90%を占めており、 χ^2 検定の結果からも有意差が得られなかった。逮捕直後は一部否認等の行為があったとしても、重大事件だけに警察等の捜査も綿密に行われるため、少年鑑別所に入所した時点では少年らも自らの行為を認めるようになるものと考えられる。

ス 罪障感の強弱

χ^2 検定の結果有意差は得られなかったが、それぞれの群ごとの割合を見ると、「素行不良」「集団・中心的」「集団・周辺の」の3群では「やや弱い」「やや強い」「弱い」の順になっているのに対し、普通群だけが「弱い」「やや弱い」の順になっていた。動機や被害者との関係、被害者への感情の項で触れたが、普通群の場合、被害者に対して日常的に強い否定的な感情を抱いていた。そのため、事件

後も、自らの行為の重大さよりも被害者にも非があったというように、自らの行為を合理化しやすい傾向があり、罪障感が強まりにくくなっているのではないだろうか。

セ まとめ

これまで事件の態様、犯行後の状況等に関する項目ごとに見てきたが、類型により大きく異なることが分かったので、ここで、類型ごとにまとめることとする。

① 普通群

普通群の場合、犯行前に被害者に対して敵意を抱いていたり、周囲からの何らかの圧力等から犯行に至っている。きわめて個人的な事情が動機であるため、自らの意志により、単独で事件に至ることが多い。また、その被害者は実親など少年にとって影響力の大きい身近な存在であり、その分、恨みや敵意といった否定的感情も強いが、一方で、好きと嫌いといった両極端な感情が交錯している場合もある。

山口らの研究では、普通群の場合、親族(義理の関係も含む)が被害者となったのは37.5%であった。本研究でも、実親・義理の親・兄弟姉妹・子・その他親類を合わせると38.1%となり、ほぼ同数である。被害者に対する感情についてもほぼ似通った数値であることから、10年前も現在も、普通群による重大事件についてはそれほど大きな変化がないものと考えられる。

② 素行不良群

素行不良群では、事件に至った動機として最も多かったのは「指示・雷同」であるが、「隠蔽・逃走」のために本件に及んだケースが特徴的といえる。また、単独での犯行が最も多いものの、共犯者が2～3人で行われる場合もあり、その共犯者との関係は遊び仲間や施設仲間といった比較的親しい仲間と行っているようである。被害者への感情については、普通群と同様「嫌悪・敵意」が最も多いものの、その感情が明確ではない場合も見受

けられた。

山口らの研究では、素行不良群では、被害者が親族である場合が4割を超え、最も多くなっていた。しかし、本研究においては、被害者が親族であったのは9.9%に過ぎず、最も多かったのは「行きずり」の35.0%であった。山口らの研究では、素行不良群の定義を「殺人を犯す以前に多かれ少なかれ犯罪・非行を繰り返したことのある少年で、普通少年・暴力団関係少年以外の者」としている。本研究では、暴力団関係者が極端に少ないことから、暴走族等の不良集団を独立して取り扱ったため、山口らの研究における素行不良群と本研究の素行不良群とは若干質的に異なっている可能性がある。また、山口らの研究では「傷害致死」事件は含まれておらず、普通群に比べて「傷害致死」に該当する者が多い素行不良群では、罪名の違いによる影響が大きかったのかもしれない。いずれにしても、被害者が「行きずり」ということは、事件が突発的に起こったものと考えられ、事件の態様が普通群とは大きく異なるといえるだろう。

③ 不良集団・中心的群

集団・中心的群の事件の特徴としては、「その場の激情」という突発的な怒りが原因で重大事件に至っていることが挙げられる。また、所属する不良集団の仲間と4人以上の複数で犯行に及び、周りの仲間を巻き込む形で主導的に事件にかかわっている。被害者については、普通、素行不良群とは違い、親族は少なく(実際にはまったくいない)、日ごろほとんど接触がない相手で(行きずり)あり、その殺害方法は撲殺が85.2%と圧倒的に多かった。

家庭裁判所調査官研究所監修による「重大少年事件の実証的研究」の中で、多人数集団における主犯格の少年の特徴について触れている。それによると、こうした少年は、度胸があると見栄を張り、暴力を誇示することで目立ちたい、周囲から認められたいとい

う気持ちが強い傾向があるという。また、両親の離婚や家庭不和など、問題の多い家庭で生育し、父母の暴力を目の当たりにしていることが多く、成長するにつれてだんだんと自らも暴力行為やいじめなどを行うようになるとも指摘されている。普通、素行不良群とは違い、不良集団に属している少年にとっては「仲間からの評価」が重要であり、集団内で中心的な存在であればあるほど、虚勢を張り、自らの強さを誇示しようという行動に出やすいと考えられる。そして、こうした少年にとっての「強さ」である「腕力で人を押さえつける」行為により、重大事件に至っているといえる。

④ 不良集団・周辺の群

共犯者の人数、殺害方法などについては集団・中心的群と変わりはない。すなわち、4人以上の多数で、被害者に殴る蹴るの暴行を加え、死に至らしめるというものである。しかし、中心的群と大きく違うのは、事件の動機、かかわり方であろう。周辺の群の動機は「指示・雷同」が有意に高く、何者かによって指示され、従属的に事件にかかわることが多い。また、被害者への感情は「特になし」であり、怒りや恨みなどがあるわけでもなく、事件後、口裏合わせなどの隠蔽工作を行う率も有意に高かった。

前述の「重大少年事件の実証的研究」において、こうした集団による非行に従犯的にかかわった少年の特徴を「主体性がなく、暴力にあこがれる」と表現している。内心では不満や引け目があるが、そうした問題を自分では解決できないため、不良集団に所属し、追従することによって解消していくという。また、目立つ少年に追従し粗暴な行動を取ることで自分が強くなったように感じ、普段感じている引け目を払拭しているとのことである。こうした少年にとっては、仲間と違うことをする、主体的に決断する、ということは非常に怖いことであることから、たとえそれ

が暴力的な行為であっても、「皆がやっているから自分もやらないわけにはいかない」と考え、重大事件に加担していくものと考えられる。中心的群と同様、「仲間からの評価」にばかり目が向いていた結果、重大な結果を招いているといえる。

(4) 家庭環境等

ア 本件時保護者

全体的に見ると、実父母の揃っている割合は60.5%であり、どの類型においても、保護者は「実父母」「実母」「実父」の順となっている。この5年間、少年鑑別所に収容された少年の保護者が実父母である割合は56~58%であり、それに比べて若干高い数値となっている。一般的に、少年鑑別所に入所する男子の家庭は、女子の家庭に比べて、保護者が実父母である割合が高く、実際に平成13年の少年鑑別所新収容者の保護者の内訳を見ると、男子で保護者が実父母であるのは57%で、女子では46%であった。本研究の調査対象者は男子が圧倒的に多かったことから、保護者が実父母である割合が若干高いというこの結果になったものと考えられる。

イ 保護者の職業

普通群では「専門的・技術的職業」、集団・中心的群では「管理的職業」、集団・周辺の群では「農業漁業」が有意に高いという結果であった。

集団・周辺の群の場合、その事件も集団で行われることが多く、共犯の少年は互いに似通った環境で暮らしていると考えられる。集団・周辺の群において、その保護者の職業が「農林漁業」で有意に高いというこの結果は、この群の特徴というよりは、たまたま農林漁業を営む地域に住む少年らが調査対象者に含まれていたと考えるのが妥当であろう。

一方、普通群で「専門的・技術的職業」が、集団・中心的群で「管理的職業」が有意に高

いという結果は、こうした地域性の問題を考える必要がないことから、この群の一つの特徴と考えられる。すなわち、普通群や集団・中心的群の保護者は、社会的には一定の地位を有している場合が多いといえる。

ウ 保護者の安定度

普通及び集団・周辺の群において「安定」6割強と高い数値となっている。「安定」とは、本件時まで養育者が変わらなかったということであり、表面的には、ごく一般的な家庭であったといえるであろう。

反対に、素行不良群では「不安定」が4群の中で最も高い。有意差は得られなかったものの、素行不良群は、養育者の交代という不安定な家庭環境の中で生育している割合が高いと考えられる。素行不良群と普通群の違いは過去に非行が表面化しているかどうかであることを考えると、このような家庭環境の不安定さがこれまでの非行につながっている可能性がある。

エ 養育態度

どの群も11のカテゴリーの中で最も高いのが「普通」であった。しかし、4群中保護者の安定度が最も高かった普通群に着目すると、「普通」は28.9%であり、保護者の偏った養育態度が示されたものと考えられる。

また、素行不良群では、その他の群に比べて「溺愛」「厳格」などの一方的なかかわりが目立つ。保護者の安定度も「不安定」が高かったことを考えると、不安定な家庭環境が推察される。

オ 保護者からの虐待の有無

保護者からの虐待の有無については、いずれの群も「なし」が最も高く、有意差は得られなかった。しかし、普通、素行不良の2群においては、「あり」が2割弱であり、集団・中心的、周辺の群に比べるとやや高い。不良集団といえどもその時期の少年にとっては大切な友人関係であると考えられることから、他者を信頼できる能力と保護者からの虐待経

験の間に何らかの関連が示されているといえるのではないだろうか。

カ 保護者への態度

集団・周辺の群では「親和」が有意に高く、「攻撃」が有意に低かった。この群では、保護者の安定度は高く、また、保護者の養育態度についても「普通」が4群の中で最も高かったことを考え合わせると、親子関係においては、他の群に比べてそれほど大きな問題はなかったものと推察される。

一方、普通群では「攻撃」が有意に高くなっている。保護者の安定度は集団・周辺の群より高いにもかかわらず、保護者の養育態度の偏り、虐待経験の高さを考えると、少年の保護者への態度が「攻撃」であることは理解でき、親子関係の問題性が非行に結びついている可能性がうかがえる。

キ 保護者間の葛藤

普通、素行不良群では「あり」が有意に低いという結果であった。しかし、いずれも6割以上が保護者間に葛藤があるとの結果であり、安定した家庭環境を示すものとは言い難い。

また、親子関係では取り立てて大きな問題がないと思われた集団・周辺の群においては「あり」が88.1%と有意に高くなっている点は興味深い。父と子、母と子という関係には大きな問題はなくても、保護者間の葛藤から少年は家庭を居づらいつ感じ、不良集団に居場所を求めていくのかもしれない。

ク 保護者間以外の家族間の葛藤

保護者間の葛藤とほぼ同様の結果であった。どの群においても、6割以上が家族間に何らかの葛藤を抱えており、子どもにとっては家庭に落ち着けない状況が続いているものと考えられる。特に、集団・周辺の群では8割以上が葛藤「あり」と有意に高く、親子の基本的な信頼関係があったとしても、家庭のこうした不安定な要因が少年の非行に結びついていると推察される。

ケ 実父母の精神疾患の有無

χ^2 検定の結果から、普通群では「あり」が有意に高く、集団・中心的群では「あり」が有意に低いという結果であった。

本来、子どもの養育に当たるべき実父母が何らかの精神疾患に罹患していた場合、子どもへの対応は不安定になりやすいと考えられる。これまでに述べたとおり、普通群では、保護者の安定度が高いにも関わらず、保護者の養育態度、保護者からの虐待、(少年の)保護者への態度を見る限りでは不安定な要素が示唆されており、一部には保護者の抱える精神的な問題と関連があるのかもしれない。

コ 保護者の受刑歴

集団・中心的群では「あり」が有意に高いという結果であった。割合としては集団・中心的群の7.4%に過ぎないものの、保護者の反社会的な傾向は、その子である少年に影響を与えている可能性はある。

サ 生活程度

類型による明確な特徴は見いだせなかった。どの群においても「貧困」層は2割前後であり、経済的には比較的安定しているものと考えられる。

(5) 鑑別判定・審判決定及び処遇指針

ア 鑑別判定

表46から、どの群においても最も多いのが「初等・中等少年院」であり、「検察官送致」は全体の8.3%に過ぎず、圧倒的に保護処分意見が多いことが分かる。また、 χ^2 検定の結果有意差が得られたように、類型により、鑑別判定に違いがあることも示された。

普通群の特徴としては、「医療少年院」が有意に高いという点が挙げられる。さらに、その分類級がG3やM級に判定される率も有意に高く、また、精神鑑定のため鑑定留置を行う率も有意に高いことなどを考え合わせると、普通群の持つ問題性が非常に複雑かつ深

刻である場合が多いといえるであろう。

イ 審判決定

全体的な特徴としては、表50のとおり、どの群においても「初等・中等少年院」の決定が最も多いが、「検察官送致」は11.3%と、鑑別判定に比べてやや高い。また、「保護観察・試験観察」(試験観察は中間決定であり、最終的な審判決定ではないが、収容されずに社会に戻るという意味で保護観察と試験観察を同じカテゴリーとしてまとめている)の割合も9.6%と1割弱いる。また、鑑別判定と同様、 χ^2 検定の結果有意差が得られており、類型により審判決定にも違いがあることが分かった。

普通群では、「初等・中等少年院」が有意に低く、その分、保護観察や試験観察、医療少年院、児童自立支援施設が高くなっている。鑑別判定の場合もそうであったが、他の群に比べて決定に幅があるといえるであろう。また、決定時の分類級を見てもG3やM級が有意に高いことから、普通群の持つ問題性の深刻さがうかがえる。

一方、集団・中心的群では、検察官送致が選択された率が20.4%と有意に高かった。集団での暴行事件の場合、中心的群の少年が主導的にかかわっていることや、集団への影響力が大きいと考えられるので、リーダーとしての責任の取り方として、大人と同様の裁判を受けることが選択されやすいのかもしれない。

ウ 処遇指針

審判決定で少年院への送致が選択された少年について、処遇指針と類型との関連を見たところ、5項目で有意差が得られた。

鑑別判定及び審判決定の項でも述べたように、普通群の場合、問題が非常に複雑であることもあり、処遇指針でもその点を重視したのものとなっている。すなわち、薬物療法などの医学的治療、カウンセリングなど治療的な指導、さらに、対人関係をスムーズに保つた

めのスキルの向上などが有意に高いという結果であった。処遇指針にこれらが記載されているということは、普通群では特に対人関係の問題、精神・心理的な問題を抱えている者が多く、そのことが重大事件につながったと考えられているといえるであろう。

また、不良集団に所属する群については、中心的・周辺のいずれの場合も「反社会的行動の改善」が有意に高かった。不良集団に所属しているということは、多かれ少なかれ不良顕示的なものへのあこがれが強いということであり、そこを改善しなければ、再び不良交友に引き戻される危険があるということであろう。また、集団・周辺の群では、「健全な規範意識・生活習慣の体得」も有意に高く、物事の善悪や基本的な生活態度を身に付けさせるような指導が必要であると判断されている。これらはごく基本的な考え・態度であり、それだけ集団・周辺の群の未熟さが示された結果といえる。

エ 鑑別判定および審判結果の基準

数量化II類による分析を行った結果、殺人事案、傷害致死事案、また、鑑別判定、審判決定のいずれの場合においても、少年の年齢が重要な意味を持つことが分かる。すなわち、年齢が19歳である場合は成人とみなされ、検察官送致を選択されやすいといえる。改正少年法が論議された際、少年法の範囲を18歳に引き下げるべきだとの意見も出されたが、今回の結果からは、重大事件については、18歳と19歳の間に境界線があることが示されたといえるだろう。

また、罪名の違いによっても、その基準に大きな違いがあった。殺人事案に比べて、傷害致死事案の場合、過去に補導歴がないかどうか、不良集団に所属しているかどうか、まじめに学校（仕事）に通っていたかどうかという日ごろの生活態度や、事件の動機などが判断基準として挙げられるのに対し、殺人事案では、事件の悪質性（隠蔽工作の有無や被

害者の人数）が判断に影響を与えていると考えられる。殺人事案では普通群が有意に多く、表面的には大きな問題が見られない場合が少なくないし、また、それだけに動機が一般的には理解しがたいことなどが両者の違いを生じさせているのかもしれない。

鑑別判定と審判決定についてもその判断基準が異なるといえるであろう。鑑別判定は心理学的見地から行われるのに対して、審判決定は裁判官が行うものであり、司法的な見地からなされるものである。当然、両者の判断基準に違いが出てくることは予想されるが、殺人事案における審判決定に少年の精神疾患の有無が影響を与えている点については非常に興味深い。

6 おわりに

一口に重大事件といっても、それを犯した少年たちの問題は複雑であり、なぜ事件が起きたのかを解き明かすことは困難極まりない。ただ、まったく問題のない少年はこうした重大犯罪に至ることはなく、どんなに表面的には問題のない「普通少年」であっても、改善すべき問題を抱えていることが本研究を通じて示すことができたと思われる。

また、鑑別判定や審判決定に際しては、少年のさまざまな要因が影響を与えており、一定の明白な基準は存在しない。ただ、このことは、多様な個々の少年に対して、最良の方法を選択するためには必要なことといえるのではないだろうか。

「はじめに」でも述べたが、昨年、改正少年法が施行されてから、殺人事案で検察官送致となった者が大幅に増えている。複雑な問題性のため、従来は少年院で矯正教育を行う選択をされていた少年が、長期間の裁判を経て、刑務所内に収容されるケースが増加していくことを示している。すなわち、対人スキルが未熟で、うまく人と付き合うことができ

ない少年，カウンセリングといった心理的な援助が必要な少年等が，今後は刑務所に入所し，長期にわたって収容されるのである。こうした状況は今後も続くことが予想され，彼らを受け入れる側の矯正の現場は，こうした変化に対応すべく，より一層，矯正教育の充実を図っていくことが必要と思われる。

最後に，本研究の実施に当たり，調査に御協力を賜った法務省矯正局をはじめ少年鑑別所の各位に対して，心からの謝意を表します。

引用文献

- 家庭裁判所調査官研修所監修 2001 重大少年事件の実証的研究 財団法人司法協会
団藤重光・村井敏邦・斎藤豊治ほか 2000 「改正」少年法を批判する
法務省 2000 第101矯正統計年報 II
法務省 2001 第102矯正統計年報 II
法務省 2002 第103矯正統計年報 II
山口悦照・坪内宏介・浜孝明・西田太郎 1991 少年による殺人事犯に関する研究 法務総合研究所研究部紀要 34 113-134

(資料)

表1 *故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪に該当する罪名一覧(教唆・幫助犯を含む)

刑法犯	特別法犯
自動車転覆等致死	組織的な殺人
往来危険による自動車転覆等致死	人質殺害
強盗致死(強盗殺人を含む)	決闘殺人
強盗強姦致死	決闘傷害致死
水道毒物等混入致死	航空機墜落等致死
殺人	業務中の航空機の破壊等致死
強姦致死, 強制わいせつ致死	航空機強取等致死
ガス漏出等致死	流通食品への毒物混入等致死
往来妨害致死	人の健康を害する物質の排出致死
浄水汚染等致死	放射線発散等致死
特別公務員職権濫用等致死	事業用自動車転覆等致死
傷害致死	自動車道における往来危険による自動車転覆等致死
不同意墮胎致死	高速自動車国道における往来危険による自動車転覆等致死
遺棄等致死	
逮捕等致死	危険物漏出等致死
建造物等損壊致死	消防活動妨害致死
業務上墮胎致死	
自殺関与及び同意殺人	
同意墮胎致死	

(資料) 調査表

質問項目	回答カテゴリー				回答欄
	1 男子	2 女子			
1. 性別					
2. 観護措置決定時の年齢	* 本件の観護措置が採られた時点の年齢を数字でそのまま記入してください。				
3. 本件非行名	1 殺人 5 強姦致死	2 殺人未遂 6 強制わいせつ致死	3 傷害致死 7 強盗強姦致死	4 強盗致死(強盗殺人を含む) 8 その他	
4. 本件非行時の身上	1 1号保護観察中 5 刑執行猶予中	2 2号保護観察中 6 施設在所中	3 試験観察(委託) 7 該当なし	4 試験観察(在宅) 8 不詳	
5. 国籍	1 日本 5 フラジル 9 その他	2 韓国・朝鮮 6 タイ	3 中国 7 ヴェトナム	4 米国 8 フィリピン	
6. 本件非行時の居住状況	1 家族と居住 5 知人宅 9 不定	2 同棲 6 施設 10 その他	3 アパート・下宿・寮 7 不良者の居所 11 不詳	4 住込み 8 浮浪	
7. 本件非行時の職業 *「技能工等」とは、技能工、 採掘・製造・建設作業及び労務 作業を指します。	1 事務 5 同(その他) 9 同(建設関係) 13 無職(学生・生徒)	2 販売 6 農林漁業 10 同(労務関係) 14 無職(その他)	3 サービス(調理関係) 7 運輸・通信 11 同(その他) 15 不詳	4 同(接客業) 8 技能工等(製造関係) 12 その他職業	
8. 教育程度	1 中在 5 高卒	2 中卒 6 専門学校在	3 高在 7 専門学校卒	4 高中退 8 短大・大学在	
9. 知能指数	* 集団式知能検査の数値(IQ)をそのまま記入してください。(未実施の場合は99を記入してください)				I Q =
10. 知能程度	1 最劣 5 中の上	2 劣 6 優	3 中の下 7 最優	4 中	
11. 鑑別判定	1 保護不要 5 初等短期 9 中等特短 13 保護不適(検送) 17 その他(2 在宅保護(保釈) 6 初等特短 10 特少 14 保護不適(その他)	3 在宅保護(その他) 7 中等 11 医療 15 保留	4 初等 8 中等短期 12 児童施設・養護施設 16 判定未了)	
12. 判定時分類級	1.0 2.S 3.E1 4.E2 5.V1 6.V2 7.G1 8.G2 9.G3 10.H1 11.H2 12.M1 13.M2 14.P1 15.P2 16.該当なし	2 児童施設等 6 医療 10 不処分	3 初等 7 知事・児相所長 11 観護措置取り消し	4 中等 8 検送 12 試験観察(委託)	
13. 審判決定	9 審判不開始 13 試験観察(在宅) 14 その他(
14. 決定時分類級	1.0 2.S 3.E1 4.E2 5.V1 6.V2 7.G1 8.G2 9.G3 10.H1 11.H2 12.M1 13.M2 14.P1 15.P2 16.該当なし	2 特修・一般短期	3 比較的長期	4 相当長期	
15. 処連通告	1 なし 5 その他(
16. 鑑定留置の有無	1 なし	2 あり			

質問内容		回答カテゴリ				回答欄
動機	17. 動機	1 その場の激情 5 隠蔽・逃走 9 その他	2 怨恨・敵意 6 混乱・爆発 10 不詳	3 圧力からの解放 7 指示・雷同	4 悲観 8 興味・関心	
	18. 共犯の有無	1 なし	2 1人	3 2～3人	4 4人以上	
	19. 共犯者との関係	1 なし 5 施設仲間 9 その他	2 学校仲間 6 親族 10 不詳	3 遊び仲間 7 行きずり	4 職場仲間 8 不良集団	
	20. 事件へのかかわり	1 該当なし 5 教唆	2 主導 6 不詳	3 雷同	4 追従	
態様	21. 被害者の人数	1 1人 4 4人以上	2	2人	3 3人	
	22. 被害者との関係	1 顔見知り 5 義理の親 9 恋人	2 行きずり 6 兄弟姉妹 10 不詳	3 友人・知人 7 子	4 実親 8 その他親類	
	23. 被害者への感情 (本件前)	1 嫌悪・敵意 5 両面的感情	2 その他否定的感情 6 特になし	3 恋愛 7 不詳	4 その他親和的感情	
	24. 事件の計画性	1 計画的	2 機会的	3 偶発的	4 その他()	
	25. 殺害方法	1 刺殺	2 絞殺・窒息	3 撲殺	4 その他()	
犯行後に備況	26. 警察に自ら出頭	1 しない	2 した	3 不詳		
	27. 逃亡(事件後から逮捕までの間)	1 しない	2 した	3 不詳		
	28. 隠ぺい工作	1 なし	2 あり	3 不詳		
	29. 否認	1 しない	2 全部否認	3 一部否認		
	30. 罪障感	1 強い	2 やや強い	3 やや弱い	4 弱い	
	31. 問題行動 *該当なしは'0'を記入してください	1 不登校 5 動物虐待 9 自傷 13 頻回飲酒 17 引きこもり	2 多動 6 校内暴力行為 10 シンナー 14 武器を使ったけんか 18 ストーカー行為	3 万引き 7 家庭内暴力 11 覚せい剤 15 無断外泊 19 不詳	4 いじめ(加害) 8 自殺企図 12 大麻 16 ナイフ等の収集 0 該当なし	
行状	32. 上記31のうちこの1年間 *該当なしは'0'を記入してください	*上記31で当てはまるものうち、本件から1年以内に見られた問題行動をすべて番号で記入してください。				
	33. 上記31のうち、一番最初に 見られた行動とその時期 (*該 当なしは共に'0'を記入してく ださい)	1 就学前 5 中卒後	2 小学1～3年 0 該当なし	3 小学4～6	4 中学	問題行動 時期

質問内容		回答カテゴリ				回答欄
34. 不良集団関係	1 なし 5 不詳	2 暴走族	3 地域不良集団	4 暴力団		
35. 不良集団内の立場	1 該当なし 5 不詳	2 中心的	3 周辺の	4 従属的		
36. 就労状態	1 該当なし	2 就労(3日以上)	3 就労(3日未満)	4 不詳		
37. 就学状態	1 該当なし	2 学生(3日以上)	3 学生(3日未満)	4 不詳		
38. 警察補導の有無	1 なし	2 あり	4 不詳			
39. 試験観察回数	* 回数をそのまま記入してください(不詳の場合は'9'を記入してください)					
40. 保護観察回数	* 回数をそのまま記入してください(2号観察は除く。不詳の場合は'9'を記入してください)					
41. 鑑別所入所歴 * 本件を含めない回数に○をつけてください。 * 7回以上の場合は、余白に記入してください。 * 非行名は「記載要領別紙」非行名一覧から数字を選んで記入。	回数	非行名	審判結果	分類級		
	1 なし					
	2 1回					
	3 2回					
	4 3回					
	5 4回					
	6 5回					
7 6回						
42. 本件時の保護者	1 実父母 5 実父 9 実母 義父母 その他	2 実父 6 義父母 10 不詳	3 実母 7 兄弟・親類	4 義父実母 8 施設		
43. 保護者の職業	1 専門的・技術的職業 5 サービス職業 9 技能工, 採掘・製造・建設作業及び労務作業 12 不詳	2 管理的職業 6 保安職業 10 建設作業及び労務作業	3 事務 7 農林漁業 10 その他職業	4 販売 8 運輸・通信 11 無職		
44. 安定度	1 安定	2 やや不安定	3 不安定	4 その他		
45. 養育環境(親 少年)	1 普通 5 一貫性なし 9 その他	2 溺愛 6 拒否 10 不詳	3 放任 7 期待過剰 11 該当なし	4 過干渉 8 厳格		
46. 親からの虐待	1 なし(記載なしを含む)2 あり					
47. 父母への態度	1 親和 5 攻撃 9 その他	2 依存 6 異怖 10 不詳	3 無関心 7 対等 11 該当なし	4 拒否 8 両面		
48. 父母間の葛藤	1 なし(記載なしを含む)2 あり					

行状

家庭環境

質問内容	回答カテゴリ	回答欄
49. その他家族葛藤	1 なし(記載なしを含む) 2 あり	
50. 実父母の精神疾患	1 なし 2 あり 3 不詳	
51. 保護者の受刑歴	1 なし 2 あり 3 不詳	
52. 生活程度	1 富裕 2 普通 3 貧困 4 不詳	
53. 周産期異常	1 なし 2 あり	
54. 精神疾患	1 なし 2 あり (判定時の診断名を記入してください)	診断名
55. 身体疾患	1 なし 2 あり (判定時の診断名を記入してください)	診断名
56. いじめられ体験	1 なし(記載なしを含む) 2 あり	
57. 処遇指針 * 1~15の番号のうち、当てはまるものすべてを記入してください。	1 健全な規範意識・生活習慣の体得 3 罪障感の覚せい・しよく罪指導 5 対人関係スキルの向上 7 反社会的行動の改善, 健全な価値観の涵養 9 能力の開発・向上 11 基礎学力の維持・向上 13 関係保護機関との綿密な連携 15 その他(内容を下記の〔 〕に記入してください) 〔 〕	2 治療的指導(カウンセリング・心理療法など) 4 保護関係構築(進路選択・生活設計・社会復帰へ心構え) 6 豊かな人間性(共感性, 責任感, 思いやりの気持ち)の育成 8 職業生活に適応するための態度の涵養 10 義務教育・高等学校教育課程の履修 12 医師による専門的治療(薬物・精神療法を含む) 14 家族関係の調整

* MJPI, MJAT 未実施の場合は, 全体を斜線で消してください。

質問内容	回答カテゴリ					
	虚構	偏向	自我防衛	心気症	自信欠如	
58. MJPI 粗点 * 数字を直接記入してください * T 得点ではありません	Li	De	Ed	H	C	
	抑うつ	不安定	爆発	自己顕示	過活動	
	D	U	X	V	O	
	軽躁	従属	偏狭			
	M	S	P			
59. MJPI 新追加 粗点 * 数字を直接記入してください * T 得点ではありません	信頼性	神経症傾向	意志欠如	爆発		
	L	N	W	X		
	自己顕示	発揚				
	V	E				
60. MJAT 粗点 * 数字を直接記入してください * T 得点ではありません	虚偽	自己評価	社会規範	家庭	友人	
	不良	暴力・発散	安逸			

M J A T